

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年9月18日
【中間会計期間】	自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日
【会社名】	チャイナ・テレコム・コーポレーション・リミテッド (China Telecom Corporation Limited)
【代表者の役職氏名】	執行取締役、執行副社長、最高財務役員兼取締役会秘書役 朱 敏 (Zhu Min, Executive Director, Executive Vice President, Chief Financial Officer and Secretary of the Board)
【本店の所在の場所】	中国100033北京市西城区金融大街31号 (31 Jinrong Street, Xicheng District, Beijing, China 100033)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 松 添 聖 史
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	東京(03)6271-9900
【事務連絡者氏名】	弁護士 渡 邊 大 貴
【連絡場所】	東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	東京(03)6271-9900
【縦覧に供する場所】	該当なし

- (注) 1. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「当社」はチャイナ・テレコム・コーポレーション・リミテッド及びその子会社を指す。当社の設立以前の時点に関する「当社」という用語は当社の前身である法人が従事し当社が継承した事業を指す。
- 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「中国電信グループ」は、中国電信集团公司(チャイナ・テレコミュニケーションズ・コーポレーション)をいい、文脈上別段の解釈が必要でない限り、そのすべての子会社を含む。
2. 本書の目的上、「中国」は中華人民共和国を指し、「政府」は中華人民共和国政府を指す。別段の記載がある場合を除き、本書に記載の中国及び中国に関する記述には香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾には適用されない。
3. 「香港ドル」は香港の法定通貨を指す。本書において記載されている香港ドルから日本円への換算は、1香港ドル=13.65円(株式会社三菱UFJ銀行が発表した2020年8月18日の対顧客電信売買相場の中値)の換算率により行われている。
4. 「人民元」は中国の法定通貨を指す。本書において記載されている人民元から日本円への換算は、1人民元=15.29円(中国外国為替管理局が発表した2020年8月18日の基準為替レートに基づく)の換算率により行われている。
5. 当社の会計年度は暦年である。
6. 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

当該半期中に、令和2年6月26日提出の有価証券報告書中の「第一部 企業情報 - 第1 本国における法制等の概要」に記載された事項に重要な変更はなかった。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等⁽¹⁾

(単位：別段の記載がない限り百万人民元)

(下段の括弧内の数値は別段の記載がない限り単位：億円)⁽²⁾

	6月30日現在又は 6月30日終了の6か月間			12月31日現在又は 12月31日終了年度	
	2018年	2019年	2020年	2018年	2019年
営業収益	193,029 (29,514)	190,488 (29,126)	193,803 (29,632)	377,124 (57,662)	375,734 (57,450)
営業利益	19,157 (2,929)	19,944 (3,049)	18,978 (2,902)	28,714 (4,390)	29,070 (4,445)
当社株主に帰属する利益	13,570 (2,075)	13,909 (2,127)	13,949 (2,133)	21,210 (3,243)	20,517 (3,137)
当社株主に帰属する資本合計	334,655 (51,169)	345,783 (52,870)	357,170 (54,611)	343,069 (52,455)	352,510 (53,899)
総資産額	662,299 (101,266)	710,964 (108,706)	714,007 (109,172)	663,382 (101,431)	703,131 (107,509)
1株当たり純資産額 (人民元/円) ⁽³⁾	4.14 (63.30)	4.27 (65.29)	4.41 (67.43)	4.24 (64.83)	4.36 (66.66)
1株当たり中間(当期)純利益 (人民元/円) ⁽⁴⁾	0.17 (2.60)	0.17 (2.60)	0.17 (2.60)	0.26 (3.98)	0.25 (3.82)
自己資本利益率(%) ⁽⁵⁾	4.05%	4.02%	3.91%	6.18%	5.82%
営業活動によるキャッシュ純額	50,689 (7,750)	53,027 (8,108)	65,286 (9,982)	99,298 (15,183)	112,600 (17,217)
投資活動により使用されたキャッシュ純額	(32,225) ((4,927))	(29,225) ((4,469))	(29,644) ((4,533))	(85,954) ((13,142))	(77,214) ((11,806))
財務活動により調達(使用)されたキャッシュ純額	(21,513) ((3,289))	(21,123) ((3,230))	(34,521) ((5,278))	(16,283) ((2,490))	(31,288) ((4,784))
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	16,397 (2,507)	19,356 (2,960)	21,943 (3,355)	16,666 (2,548)	20,791 (3,179)
従業員数(人)	280,094	277,539	278,036	280,747	281,215

(1) 表は当社の経営指標の抜粋を示している。当社の財務書類は国際財務報告基準(IFRS)に従って作成され表示されている。

(2) 日本円は、1人民元=15.29円(中国の国家外国為替管理局が発表した2020年8月18日の基準為替レートを基に計算した換算レート)で換算されている。

(3) 1株当たり純資産額は、株式数で当社株主に帰属する資本合計を除いて算出している。

(4) 1株当たり中間(当期)純利益は、株式数で当社株主に帰属する利益を除いて算出している。なお、潜在普通株式は存在しないため、希薄化後1株当たり利益額は提示されていない。

(5) 自己資本利益率は、当社株主に帰属する利益を当社株主に帰属する資本合計で除いて算出している。

2【事業の内容】

当該半期中において、事業の内容に重要な異動はなかった。

3【関係会社の状況】

(1) 親会社（2020年6月30日現在）

名称	所在地	資本金 (人民元)	業種	株式の 所有割合	備考
中国電信集团公司	中国100033北京市西城区金融大街31号	213,100,000,000	電気通信サービス	70.89%	中国政府による完全所有

(2) 子会社（2020年6月30日現在）

当社の子会社に関する詳細は以下の通りである。

名称	設立地	発行済払込済株式資本 / 登録資本 (単位記載のないものは百万人民元)	所有割合	業種
チャイナ・テレコム・システム・インテグレーション有限公司	中国	542	100%	システム・インテグレーション及びコンサルティング・サービスの提供
チャイナ・テレコム・グローバル有限公司	香港特別行政区	168百万香港ドル	100%	電気通信サービスの提供
チャイナ・テレコム(南北アメリカ)コーポレーション	米国	43百万米ドル	100%	電気通信サービスの提供
チャイナ・テレコム・ベスト・トーン情報サービス有限公司	中国	350	100%	「ベスト・トーン」情報サービスの提供
チャイナ・テレコム(マカオ)有限公司	マカオ特別行政区	60百万マカオパタカ	100%	電気通信サービスの提供
天翼電信终端有限公司	中国	500	100%	電気通信端末機器の販売
チャイナ・テレコム(シンガポール)株式会社	シンガポール	1,000,001シンガポールドル	100%	国際付加価値ネットワークの提供
イーサーフィン・ペイ有限公司	中国	635	78.74%	電子商取引サービスの提供
深圳蛇口電信有限公司	中国	91	51%	電気通信サービスの提供
チャイナ・テレコム(オーストラリア)株式会社	オーストラリア	1百万オーストラリアドル	100%	国際付加価値ネットワーク・サービスの提供
チャイナ・テレコム(韓国)株式会社	韓国	500百万ウォン	100%	国際付加価値ネットワーク・サービスの提供
チャイナ・テレコム(マレーシア)株式会社	マレーシア	3,723,500マレーシアリンギット	100%	国際付加価値ネットワーク・サービスの提供
チャイナ・テレコム情報通信(ベトナム)株式会社	ベトナム	10,500百万ベトナムドン	100%	国際付加価値ネットワーク・サービスの提供
iMUSIC カルチャー&テクノロジー有限公司	中国	250	100%	音楽制作及び関連情報サービスの提供

チャイナ・テレコム（ヨーロッパ）株式会社	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	16.15百万英ポンド	100%	電気通信サービスの提供
浙江翼信科技有限公司	中国	11	65%	インスタントメッセージ・サービスの提供
天翼資本控股有限公司	中国	5,000	100%	資本投資及びコンサルティング・サービスの提供
チャイナ・テレコム・リーシング有限公司	中国	5,000	100%	金融リースサービスの提供
中国電信財務有限公司	中国	5,000	70%	資本及び金融管理サービスの提供

（注）当社が78.74%の持分を保有するイーサーフィン・ペイ有限公司、当社が51%の持分を保有する深圳蛇口電信有限公司、当社が65%の持分を保有する浙江翼信科技有限公司及び当社が70%の持分を保有する中国電信財務有限公司を除いては、上記の子会社はすべて当社の直接的又は間接的完全子会社である。当グループはいかなる重要な非支配持分も有していない。当半期末において、債務証券を発行している子会社はなかった。

4【従業員の状況】

2020年6月30日現在の当社従業員数は278,036人であった。下表は2020年6月30日現在の職務別の当社従業員数を示している。

	従業員数	従業員総数に占める割合
経営、財務及び管理	46,951	16.9%
販売及びマーケティング	134,337	48.3%
業務及びメンテナンス	85,617	30.8%
研究及び製品開発	11,131	4.0%
合計	278,036	100.0%

当社はいまだ、ストライキやその他営業に支障をきたすような労働争議を経験しておらず、当社の経営陣と労働組合の関係は良好であると考えている。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当該半期中、当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等について重要な変更はなかった。

2【事業等のリスク】

当該半期中、当社の事業等のリスクについて重要な変更はなかった。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

2020年上半期、当社は、COVID-19の流行（以下「エピデミック」という。）の影響に積極的に対応するとともに、技術の統合及び革新にも積極的に取り組んだ。当社は、デジタル経済の加速する発展に伴う貴重な機会を捉え、顧客志向の理念のもと、新たなインフラリソースの優位性を発揮し、5G及びクラウドサービスを含む統合情報サービスを拡充した。当社は、クラウド化改革を深め、デジタル化されたプラットフォームを構築し、デジタル変革の計画を策定し、開発推進力の移行を加速し、品質及び効率の総合的な向上を推進し、質の高い開発を推進した。この結果、当社の業績は引き続き堅調に推移し、統合インテリジェント情報サービスへの新たな道筋を力強く前進し続けている。

全体的な結果

2020年上半期の当社の営業収益は193.8十億人民元で、前年同期比1.7%の増加を示した。サービスによる収益¹は187.1十億人民元で、前年同期比2.5%の増加を示した。そのうち、モバイルサービスによる収益は約90.5十億人民元で、前年同期比で2.5%の増加となり、成長率は業界トップの地位を維持した。有線サービスによる収益は96.6十億人民元で、前年同期比2.4%の増加を示した。EBITDA²は、約63.2十億人民元であり、前年同期比0.2%の減少を示した。純利益³は13.9十億人民元であり、前年同期比0.3%の増加を示し、1株当たり純利益は0.172人民元であった。設備投資額は43.1十億人民元であり、フリー・キャッシュ・フロー⁴は約9.5十億人民元であった。

当社の収益力、キャッシュ・フローの水準及び将来の発展に向けた資金需要等に加え株主に対する利益還元を勘案し、当社の取締役会は、本年は中間配当を行わないことを決定した。取締役会は、当社が株主のために良好な価値を創造する努力を継続するものと考えている。取締役会は、株主総会に提案する最終配当案を総合的な観点から評価するにあたり、株主還元の要請を積極的に検討する。

事業展開

2020年上半期において、エピデミックの突然の流行が、当社の事業及び開発に影響を与え、困難をもたらしたのと同時に、社会からは新たな情報化の需要が発生した。当社は、生産及び日常生活の両面において、サイバー化、知的化及びデジタル化のトレンドに十分に対応しつつ、この圧力に積極的に対応した。当社は、5Gの大規模な商業化を加速し、統合情報サービスを拡充し、効果的かつ大規模な開発を推進した。その結果、当社の経営成績は月々に改善され、顧客志向のバリューマネジメントシステムの有効性が顕著となった。

5Gに牽引された規模拡大による加入者価値の安定及び向上。当社は、ネットワークの共同構築及び共同使用の利点を活用し、50を超える主要都市で隣接したカバレッジを有する5Gネットワークを迅速に立ち上げ、業界をリードする商業用5Gネットワークスピードを達成した。当社は、AR/VR、クラウドゲーム及びウルトラHDなどのアプリケーションを中心に、大規模かつ革新的な提携を行い、1,000以上のウルトラHD及びVR映像コンテンツを導入し、数百のクラウドゲームを発売した。また、「イーサーフィン・クラウドAR」を発売し、「Savouring China on Cloud」をはじめとする多様なVRライブストリーミングコンテンツを制作した。当社は、「5G+特典+アプリケーション」の5G会員サービスモデルを継続的に推進することで、個人顧客の価値向上を推進し、4Gユーザーのアップグレードにつなげた。その結果、モバイル市場における当社の地位はさらに統合及び強化され、5Gサービスの有望なスタートを切ることができた。

2020年上半期の当社のモバイル加入者総数は3億4,300万人に達し、前年同期比で正味790万人増となった。5Gパッケージの加入者数は3,784万人に達した。イーサーフィン・ウルトラHD、クラウドゲーム及びクラウドVRなどの5Gアプリケーションの加入者数が急増する中、当社の5Gサービスはモバイル加入者価値の向上を持続的に牽引した。モバイルに関する当社の1契約あ

たりの平均収益（以下「ARPU」という。）は、前年の下半期に比べ安定的に増加し、前年同期比の減少幅は徐々に緩やかになった。

顕著な成果をもたらし、ブロードバンド・サービスの価値を回復させるスマート・ファミリーの展開。 当社は、とりわけオンライン教育、遠隔オフィス及びビデオエンターテインメントなどの分野で、家庭向けの情報化のアップグレードに対する需要を捉えた。5G + ファイバー・ブロードバンド + WiFi6を活用した家庭向けのギガビット接続サービスの更なる拡充により、スマート・ファミリー製品及びサービスのポートフォリオの普及を加速させ、スマート・ファミリー・アプリケーション活用した高品質なギガビット接続サービスの競争力を強化した。これが、当社のブロードバンドサービス及びスマート・ファミリー・サービスの統合及び相互推進の原動力となった。

2020年上半期における当社のブロードバンド加入者数は1億5,400万人に達した。有線ブロードバンド接続による収益は35.3十億人民元で、前年同期比0.5%の増加を示し、減少傾向を逆転した。イーサーフィンHDの加入者数は1億1,400万人に達し、収益は前年同期比で16.9%増加し4.2十億人民元となった。スマート・ファミリー・アプリケーション及びサービス⁵による収益は1.2十億人民元に達し、前年同期比で131%の増加を示した。このうち、家全体をカバーするWiFi (Whole-home WiFi) の加入者数は2,500万人であり、収益は約800百万人民元に達し、ファミリークラウド及びイーサーフィン・ウェブカムによる収益は、それぞれ前年同期比で約1.5倍及び約6.5倍となった。当社のスマートファミリー市場の急速な拡大は、ブロードバンドサービスの価値を効果的に回復させた。2020年上半期の当社のブロードバンド接続に関するARPUは、前年の下半期から4.6%増加し38.3人民元となり、前年同期比の減少幅は大幅に縮小した。ブロードバンド・ブレンドARPU⁶は44.2人民元で前年下半期と比較し8.1%の増加を示し、前年同期並みの水準にまで回復した。スマート・ファミリーの価値寄与は大幅に強化された。

産業のデジタル化によって提供される新しい空間を拡大するための新技術の統合及び革新の加速。 当社は、経済及び社会のデジタル変革の動向をしっかりと把握した。デジタル政府、スマートシティ、衛生及びエルスケア並びに産業インターネットなどのターゲット市場を中心に、当社は、5G、クラウド、ビッグデータ、モノのインターネット（以下「IoT」という。）、人工知能（以下「AI」という。）などの新しい情報技術の統合及び革新を加速した。当社は、クラウドネットワーク統合における独自の強みを活かし、クラウドネットワーク製品の開発及び運用を強化し、様々な分野での5G産業アプリケーションの成熟化及び立ち上げを加速させるために、デジタル化されたプラットフォームの構築及びエコロジカルな提携の拡大を図った。当社はまた、デジタル政府の構築やスマートシティの強化を支援するとともに、スマートシティ向けの「1 + 2」デジタルプラットフォームを構築し、「IoTクラウド統合」製品の研究開発を行った。当社は、デジタルツインを伴う標準化されたスマートパークの実証フレームワークを開発し、スマートコミュニティ、スマート消防、スマート建設現場、都市パイプラインネットワークなどの実証的なデジタルプロジェクトのベンチマークを構築した。当社はまた、300超のユースケースを蓄積した5G + 産業インターネットの分野を拡大した。5G「スーパー・アップリンク」⁷、エッジクラウド、IoT及びAI技術を基盤に、当社は、動画像検査及び制御、無人貨物配送、スマート製造ワークショップ及び情報化されたスマートパーク向けのクラウド・プラットフォームを含む、スマート製造向けの産業アプリケーションのベンチマークを次々と構築した。このように、当社は産業デジタル化市場への進出能力を大幅に強化した。

2020年上半期において、当社の産業デジタル化⁸による収益は42.9十億人民元であり、収益規模では業界トップの地位を占め、前年同期比で5.1%の増加を示した。このうちIDCによる収益は14.5十億人民元であり、前年同期比11.9%の増加を示した。産業クラウドによる収益は4.7十億人民元であり、前年同期比で30.4%の増加を示し、ネットワーク専門回線による収益は、10.2十億人民元であり、前年同期比で4.6%の増加を示した。IoTによる収益は1.3十億人民元で、前年同期比で15.5%の増加を示し、インターネット金融による収益は約700百万人民元であり、前年同期比で7.5%の増加を示した。

クラウド化改革の継続及び質の高い開発を進めるためのデジタル変革の展開

今日、デジタル経済が加速的に発展するためには、クラウドネットワークの統合及び新たなインフラが不可欠な基盤となっている。2020年上半期において、当社は総合的な視点からクラウドネットワーク統合を基盤とした新たなインフラの構築を進め、メカニズム及びシステムの革新を深化させ、オープンな提携に積極的に関与した。当社は、デジタル変革を推進し、質の高い開発の契機を蓄積するための新たな推進力の確立を加速した。

デジタル経済から生まれる新たなチャンスをつかむためのクラウド・ネットワーク統合を基盤とした「新たなインフラ」の構築。 当社は、クラウド・ネットワーク統合戦略である「Cloud central（クラウド中心）、Network around（身近なネットワーク）、Network adaptive to cloud（クラウド適応ネットワーク）、Cloud and network as one（クラウドとネットワークを一つに）」の進化を加速し、イーサーフィン・クラウド向けの資源、技術、エコロジー、アプリケーション、セキュリティ及びエンゲージメント観点から、引続き能力体制の確立を進めた。

ネットワーク・インフラ分野において、当社は、中国聯合網絡通信股份有限公司との間の5Gネットワークの共同構築及び共同使用を継続した。2020年上半期には、当社は約8万カ所の5G基地局の建設及び稼働のために20.2十億人民元を投資した。使用中の5G基地局の総数は21万局近くに達し、ネットワークの構築及び運用コストを効果的に削減しつつ、迅速なネットワークカバレッジ能力の確立を可能にしている。200MHzの周波数帯のネットワークは2.7Gbpsのピークダウンリンク速度を実現し、5G速度で最高のユーザーエクスペリエンスを実現した。当社は、クラウドネットワーク統合のベストプラクティスとして、5Gスタンドアローン（以下「SA」という。）アーキテクチャを採用し、技術革新を継続的に強化した。2019年に深圳で世界初のSA商業ネットワーク機能を稼働させたのち、当社は、全国における商業用SAのネットワーク構築を加速させた。さらに当社は、政府及び企業向けの高品質光通信網（OTN）及び優れたCN2-DCI搭載ネットワークとともに、SD-WANを基盤としたイーサーフィン・クラウド・インテリジェント・ネットワークの構築を促進した。当社はまた、全国的にROADMコアネットワークの構築を完了し、ネットワークリソースの一元配分を実現するなど、ネットワークの先進性をさらに強化した。

クラウドリソースの分野において、当社は、「2+4+31+X」のレイアウトを基盤としたクラウド及びIDCの一元配備を加速させ、差別化された競争優位性を構築した。当社は、国内の大口顧客のニーズに応えるため、内モンゴル及び貴州に巨大規模IDCパークを建設した。中国において最も経済的に発展した4つの地域、すなわち北京・天津・河北、長江デルタ、広東・香港・マカオ及び四川・重慶・陝西において、当社は、中核都市の周辺地域をカバーする大規模なIDCを配備した。全国31の省の主要都市にわたり、当社は、地域ごとのビジネスニーズに合わせて地方クラウドリソースプールを統合した。ネットワークの最先端において、60,000近い交換局及び統合アクセスオフィスのリソースを基盤に、当社は産業用インターネット及び自動運転などのユースケースに関するミリ秒級の低レイテンシの要件に応えるため、5G MECの技術的特徴を活用し、巨大なエッジノードを構築した。現在、当社のIDCサイトの総数は600を超えており、これは中国で最大であり、かつもっとも広く展開されている。キャビネットの数は38万台を超えており、そのうち80%が経済的に発展した4つの地域に配備されている一方で、60%が巨大規模及び大規模データセンターに集中している。際立ったデータ指向の特徴及び効率性を伴う集中化の優位性により、国内におけるキャビネットの平均稼働率は70%と業界平均よりも高く、今後さらなる拡大の余地もある。当社は今後も、北京・天津・河北、長江デルタ、広東・香港・マカオ及び四川・重慶・陝西の4つの地域における大規模データセンターの建設を加速させていく。当社は引き続き、インターネット接続機能、充実した製品ポートフォリオ、安全かつ信頼性の高いサービス保証及び強力な顧客リソースなど、オペレータの独自の優位性を活かして、IDCにおける主導的な競争優位性を確固たるものにしていく。

クラウドアプリケーション分野において、当社は、イーサーフィン・クラウドの中核技術の商業化を加速し、クラウドデスクトップ、ビッグビデオ、ビッグデータ及びAI、IT PaaS及びハイブリッドクラウドなどのデジタル化されたプラットフォームを構築した。企業のクラウド移行の典型的なユースケースに着目し、当社は、国内外の有効アプリケーションパートナーと提携し、製品及びソリューションのエコシステムを構築し、行政、ヘルスケア、教育、中小企業、金融、産業企業及びスマートシティなどのさまざまな部門向けに一連のクラウド・アプリケーション及びサービスを発表した。当社はまた、新世代のクラウド・ネットワーク・オペレーティング・システムの構築に着手し、「クラウド主導型ネットワーク」を活用した自己選択型の帯域幅及び高速サービスアクティベーション機能を実現した。2020年7月、当社のイーサーフィン・クラウドは「トラステッド・クラウド・サミット2020 (Trusted Cloud Summit 2020)」において、クラウド管理及びクラウドネットワーク、クラウドインフラ・サービス並びに産業サービスの分野において3つのベストプラクティス賞を受賞し、道路及び橋梁用の5Gインテリジェント管理及び保守システム、ビデオ用クラウドプラットフォーム、スマート病院用クラウドサービス、金融セキュリティ専用クラウド並びに杭州スチームタービン向けのハイブリッドクラウドなどを含む優秀事例に関連し、「トップ10ベスト・クラウド・マイグレーション」を受賞した。当社のイーサーフィン・クラウドサービスは、現在、個人、家族、政府及び企業の顧客を対象としている。2020年上半期において、オーバーオール・クラウド¹⁰による収益は急速に増加し続け、約6.7十億人民元に達し、さらなる規模の拡大が見られた。

メカニズム及びシステムの改革の深化、独自の技術革新の強化並びに産業連鎖のエコロジカルな提携の促進。顧客需要に牽引され、当社は、政府及び企業向け分野でシステム改革を開始した。衛生及びヘルスケア、デジタル政府、スマートシティ、産業インターネット、金融、中小企業、クラウドサービスプロバイダーとIDCの協力、教育、交通並びに物流などのターゲット市場を対象に、当社は、本社、州及び自治体の3つのレベルにおいて垂直統合された政府及び企業顧客向けの情報サービス事業グループを立ち上げた。当社は、組織内の境界線を越え、分野横断的な能力調整を強化し、クラウドベース及びプラットフォームベースのソリューションの研究開発及び革新を強化し、市場指向の評価及びインセンティブのメカニズムを導入した。

当社は、研究開発に対する投資を増加させ、研究開発体制のフラット化による改革を促進し、新たなインフラ分野における主要技術の成功を引続き実現した。当社は、「5G SA導入ガイドライン」開発及びのグローバル展開を主導し、5G SAのエコロジカル環境の充実及び活性化を支援した。3GPP R16標準において、当社は、10の技術標準規格の策定及び5G R16標準の特徴のひとつである「5Gスーパー・アップリンク」コアスタンダードの完成を主導した。当社は、開始した3GPP RANプロジェクト数に関し、世界のオペレーターの中で第1位にランクされた。当社は、5Gコアネットワークとの高効率接続による軽量UPF製品の

独自の研究開発を行い、これにより、軽量、低コスト及び柔軟な5G展開が可能となり、5Gのエンダウメントを垂直産業に推進した。当社はまた、イーサーフィン・クラウドの独自の研究開発力を高め、インフラ、プラットフォーム及び「クラウド + AI/5G/ウルトラHD」の統合に関する一連の中核技術を習得し、豊富なデジタルプラットフォーム及び製品をイーサーフィン・クラウドに搭載した。

当社は、クラウドネットワーク統一を基盤としたデジタル化されたプラットフォームを構築し、接続性、クラウド、セキュリティ、決済、ビデオ、ビッグデータ及びAIなどの機能を集約することで、外部のエコシステム並びに顧客及びパートナーに力を与え、業界のバリューチェーンをつなぎ、多業種を統合するデジタル化されたエコシステムを確立した。当社は、エコロジカル連携の拡充及び外部資本の導入を行った。当グループのインターネット金融会社は、銀聯のクラウド・クイックパスとの包括的な戦略的協力を開始し、QRコード決済の相互接続並びにユーザー、チャンネル及び商業リソースの共同利用を可能にした。混合所有制改革の下での戦略的投資導入の第2ラウンドも開始された。5Gのコンテンツ、クラウド、スマートファミリー、セキュリティ及び垂直産業などの主要分野に注力し、当社は先進企業とのエコロジカル連携の展開を強化し、従業員のモチベーションを高めるための市場指向の経営手法の確立を模索した。

企業の業務効率を高めるためのデジタル変革の展開。当社は、デジタル化されたプラットフォームの能力集約効果を活用し、エンダウメントを外部及び内部の管理及び運営に同時に提供した。当社は、営業及びマーケティング、投資、オペレーション及び保守並びに管理及びサービスなどの分野において、ビッグデータ及びAIの適用を拡大し、スマート・オペレーションを加速させ、品質及び効率性の向上を推進した。

当社は、開発モードの変革を加速し、バリューマネジメントを深化させ、フルチャンネルオペレーションの能力を高め、顧客志向の、デジタル化され統合されたオンライン及びオフラインのチャンネル・システムを構築した。当社は、情報活用を促進すると同時に、製品及びサービスの質を高めるために、ターゲットユーザーの個別のニーズの知的分析を行った。当社は、チャンネル・コスト及び有線端末コストを継続的に削減し、市場拡大の効果を効果的に高めた。当社は、民間ユーザー、端末インターネット接続及び携帯電話音声に関する満足度において業界第1位にランクされ、また、総合的な顧客満足度においても業界トップの地位を維持している。

当社は精密ネットワークの投資及び運用を強化した。膨大なデータの相関分析を通じて、当社は5G基地局の建設を綿密に計画し、4G基地局の容量を大幅に拡大し、FTTHポートの利用率を高めた。当社は、AI技術を活用し、モバイル基地局及びIDCサイト向けの省エネパイロット試験を開始した。当社はまた、引続きエネルギー消費に関する下位部門を促進し、政府の電気料金優遇政策に尽力した。当社は同一サイト内の基地局の建設を進め、通信塔の共同利用率を高めるとともに、老朽化した設備の廃止を推進した。これら複数の取組みは、電気料金、通信塔の賃借及び修理などの分野において、コストコントロールを強化するために導入された。当社は、バリューマネジメントをさらに改善し、プロジェクトの経年変化やその収益性の適切な管理及び統制を行い、既存の株式投資を活性化させ、株主資本利益率を向上させることにより、資源の流入及び流出の効率性を総合的に高めた。

コーポレート・ガバナンス及び社会的責任

受賞歴及び高い水準のガバナンス。当社は、優れた、良識的かつ実効性のあるコーポレート・ガバナンス原則を遵守することにより、高い水準のコーポレート・ガバナンスの維持に努めている。当社は、コーポレート・ガバナンスの手法を引続き改善し、業務の標準化を進め、内部統制システムを強化し、ガバナンス及び情報開示の分野において包括的な対策を実施し、企業活動が当社及びその株主の長期的利益に合致するように努めた。コーポレート・ガバナンスの分野では、当社の一貫した努力及び卓越した実績は幅広く認識され、資本市場から高く評価されてきた。当社は、Institutional Investor誌の「アジア最優秀企業」を10年連続で受賞し、アジアの通信業界における「環境・社会的・ガバナンスにおける優秀企業」及び「インベスター・リレーションズ・プログラムにおける優秀企業」のカテゴリーで第2位にランクされた。当社はまた、FinanceAsia誌が組織する「2020年最優秀アジア企業投票」において「アジアにおける最も優れた電気通信企業」に選出され、「中国における最も優れた環境管理がなされた企業」、「中国において最も社会的大義に取組む企業」及び「中国における最優秀インベスター・リレーションズ」において第2位にランクされ、「中国における最も優れたコーポレート・ガバナンス」で第3位にランクされた。当社はまた、Corporate Governance Asia誌においても13回目の「アジアで最も優れたコーポレート・ガバナンスのアイコン」を受賞した。

伝染病の予防活動の支援及び統制並びに経済及び社会発展の保護を通じた、企業の社会的責任の実施。2020年初頭に発生したCOVID-19の流行に伴い、当社は、伝染病予防のための通信及び緊急保証に本格的に取り組む、火神山医院及び雷神山医院のための5Gサービスを迅速に活性化した。当社はまた、病院の建設に関する4KウルトラHDライブ5Gクラウド放送を行い、「クラウド・スーパービジョン」ライブ放送の累積ヒット数は3億件を超え、同時ライブビューア数は2,000万件を突破した。当社は、武漢などの州及び自治体の病院間のビデオ接続及び遠隔診断並びにコンサルティングといった重要な任務を成功裏に完了した。当社は、クラウド・ネットワーク統合の優位性を活かした「オペレーションウォーム・スプリング（Operation Warm Spring）」を開始し、とりわけ中小企業のクラウド移行、イーサーフィン・クラウド会議、教育のクラウド移行及び病院のクラウド移行など、複数の統合情報サービスを推進した。当社はまた、中小及び零細企業並びに自営業者の業務負担軽減を支援しながら、中小企業顧客に特化した情報化サービス支援を開始した。当社は、伝染病の予防及び抑制並びに業務再開及び生産を支援するため、代理店及びその他のパートナーに対して家賃の減額や免除等の業務支援を行った。当社はまた、福利厚生SMS、着信名刺及びサービスの迅速な発動など、20を超えるサービス施策を迅速に開始した。伝染病の予防及び抑制期において、当社は、医療関係者に対して無料で各種の統合情報サービスを提供するとともに、従業員に対するケアを強化し、安全と健康を確保した。

展望

現在、国民経済及び社会のデジタル変革が加速する一方で、経済構造の最適化が引続き進み、開発推進力の転換が加速している。通信業界は今、新しい歴史的出発点に立っている。新技術及び産業革命と新世代の情報通信技術の統合及び革新が相まって、新たな業態が生み出された。5G及びデータセンターに代表される新しいインフラは、第4次産業革命の要となるものであり、当社にとって巨大かつ深い開発機会を創出するものである。

当社は、今後も新たな開発方針を堅持し、伝染病の予防及び抑制並びに業務及び開発を一体となって推進するとともに、経済及び社会のデジタル変革の新たな潮流を捉え、知的な改良及び統合並びに革新を推進し、ネットワーク及び情報セキュリティを守りながらサイバーパワーを支援する新たなインフラ構築を積極的に進めていく。当社はデジタル変革に加え、クラウド化改革を加速させ、クラウド・ネットワーク統合の優位性を強化し、デジタル化されたプラットフォーム機能を構築する。当社は、技術革新への取り組みを強化し、エコロジカルな提携を育成し、開発の機運と活力を継続的に高め、より質の高い、より効率的な企業の持続的かつ健全な発展を目指していく。当社は、統合されたインテリジェント情報サービス企業となるべく飛躍を加速させるとともに、株主に対する新たな価値創造に努めていく。

- 1 サービスによる収益は、営業収益からモバイル端末売上、有線設備売上及びその他非サービスによる収益を減じて算出している。
- 2 EBITDAは営業収益から営業費用を減じ、減価償却費及び償却費を加えて算出している。
- 3 純利益は、当社株主に帰属する利益を指す。
- 4 フリー・キャッシュ・フローは、EBITDAから設備投資額、法人税及び土地使用権以外の使用権資産の減価償却費を差し引いて算出している。
- 5 スマートファミリー・アプリケーション及びサービスには、とりわけ「家全体をカバーする家庭向けWiFi（Whole-home WiFi）」及び「ファミリー・クラウド」などが含まれる。
- 6 ブロードバンド・ブレンダーARPUは、ブロードバンド接続、イーサーフィンHD並びにスマート・ファミリー・アプリケーション及びサービスによる月間平均収益を、ブロードバンド加入者数の平均で除して算出している。

- 7 5G「スーパー・アップリンク」(UL Txスイッチング)の開発は、チャイナテレコムが主導し、2020年7月3日に3GPPによる5G R16グローバル統一仕様に組み込まれた。
- 8 産業のデジタル化には、IDC、産業クラウド、ネットワーク専用回線、モノのインターネット (IoT)、インターネット金融、システム統合サービス及びその他の情報化サービスが含まれる。
- 9 MIITによるデータセンターの規模分類によれば、巨大規模データセンターとは、10,000の標準キャビネット以上の規模を持つデータセンターを指し、大規模データセンターとは、3,000標準キャビネット以上10,000標準キャビネット未満の規模を持つデータセンターを指す。
- 10 オーバーオール・クラウドには、産業クラウド、ファミリー・クラウド及びクラウドに直接関連する接続サービスなどが含まれる。

4【経営上の重要な契約等】

当該半期中、経営上重要な契約等の締結はなかった。

5【研究開発活動】

当該半期中、当社の研究開発活動について重要な変更はなかった。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当該半期中において、主要な設備に重要な異動はなかった。

2【設備の新設、除却等の計画】

主要な設備に重大な変更を伴う計画はない。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】(2020年6月30日現在)

	授権株数	発行済株式総数	未発行株式数
国内株式	該当なし	67,054,958,321株	該当なし
H株式	該当なし	13,877,410,000株	該当なし

【発行済株式】(2020年6月30日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場証券取引所又は 登録証券業協会名
記名式額面株式 (額面1人民元)	国内株式	67,054,958,321株	該当なし
記名式額面株式 (額面1人民元)	H株式	13,877,410,000株	香港証券取引所 ニューヨーク証券取引所(注)
合計	-	80,932,368,321株	-

(注) ニューヨーク証券取引所には、H株式のADSが上場されている。

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

適用なし

(3)【発行済株式総数及び資本金等の状況】

国内株式

年月日	発行済株式総数 増減数	発行済株式総数 残高	資本金増減額 (人民元) (下段:円)	資本金残高 (人民元) (下段:円)
2019年 12月31日	-	67,054,958,321	-	67,054,958,321 (1,025,270,312,728)
2020年 6月30日	-	67,054,958,321	-	67,054,958,321 (1,025,270,312,728)

H株式

年月日	発行済株式総数 増減数	発行済株式総数 残高	資本金増減額 (人民元) (下段:円)	資本金残高 (人民元) (下段:円)
2019年 12月31日	-	13,877,410,000	-	13,877,410,000 (212,185,598,900)
2020年 6月30日	-	13,877,410,000	-	13,877,410,000 (212,185,598,900)

(4) 【大株主の状況】(2020年6月30日現在)

氏名 又は名称	住 所	所有株式数	株式の 種類	発行済各種類 の株式数に対 する所有株式 の割合	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合	地 位
中国電信集团公司	中国100033北京市西城区 金融大街31号	57,377,053,317 (ロングポジ ション)	国内株式	85.57%	70.89%	受益者
広東省広晟資産管 理有限公司	中国広東省広州市天河区 珠江西路17号 Pinnacle Plaza 59階	5,614,082,653 (ロングポジ ション)	国内株式	8.37%	6.94%	受益者
Citigroup Inc.	388 Greenwich Street, New York, 10013, USA	1,692,521,195 (ロングポジション)	H株式	12.19%	2.09%	83,200株 (株式担保権所有者) 34,628,492株 (子会社持分) 1,657,809,503株 (認定貸付業者)
		12,902,000 (ショ ートポジション)	H株式	0.09%	0.01%	子会社持分
		1,657,809,503 (貸付可能株式)	H株式	11.94%	2.04%	認定貸付業者
BlackRock, Inc.	1209 Orange Street, Wilmington, DE 19801, USA	1,263,842,588 (ロングポジ ション)	H株式	9.11%	1.56%	子会社持分
GIC Private Limited	168, Robinson Road, Capital Tower #37-01, Singapore 068912	1,249,043,475株 (ロングポジション)	H株式	9.00%	1.54%	投資顧問
The Bank of New York Mellon Corporation	Corporate Trust Center, 1209 Orange Street, Wilmington, Delaware, 19801 USA	955,258,598 (ロングポジション)	H株式	6.88%	1.18%	子会社持分
		499,924,300 (ショートポジシ ョン)	H株式	3.60%	0.61%	子会社持分
		434,849,906 (貸付可能株式)	H株式	3.13%	0.53%	子会社持分
JPMorgan Chase & Co.	383 Madison Ave., New York, NY 10179, USA	817,495,536 (ロングポジ ション)	H株式	5.89%	1.01%	241,190,530株 (子会社持分) 67,370,200株 (投資顧問) 25,702,235株 (株式担保権所有者) 483,132,571株 (認定貸付業者)
		118,852,228 (ショートポジ ション)	H株式	0.85%	0.14%	子会社持分
		483,132,571 (貸付可能株式)	H株式	3.48%	0.59%	認定貸付業者

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日（令和2年6月26日）後本書提出日までにおいて当社の取締役及び上級役員に異動はなかった。

第6【経理の状況】

a. 本書記載のチャイナ・テレコム・コーポレーション・リミテッド(以下「当社」という。)および子会社(以下、総称して「当グループ」という。)の邦文の中間財務書類(以下「邦文の中間財務書類」という。)は、国際財務報告基準および香港証券取引所上場規則に準拠して作成された2020年6月30日に終了した中間会計期間の原文の財務書類(以下「原文の中間財務書類」という。)の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。原文の中間財務書類は、米国証券取引委員会に対して2020年8月31日付で提出された様式6-Kに掲載されたものと同じである。当グループの中間財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)第76条第2項の規定が適用されている。

邦文の中間財務書類には、中間財務諸表等規則に基づき、原文の中間財務書類中の人民元表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、中国の外国為替管理当局が発表した2020年8月18日現在の「人民元基準為替レート」である1人民元 = 15.29円の為替レートが使用されている。

なお、中間財務諸表等規則に基づき、国際財務報告基準と日本の会計処理の原則および手続ならびに表示方法との主要な相違については、第6の「3 国際財務報告基準と日本の会計原則の相違」に記載されている。

円換算額および第6の「2 その他」および「3 国際財務報告基準と日本の会計原則の相違」の事項は原文の中間財務書類には記載されていない。

b. 原文の中間財務書類は、外国監査法人等(「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。)から、「金融商品取引法」(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

1【中間財務書類】

(1) 連結財政状態計算書(未監査)

	注記	2020年6月30日		2019年12月31日	
		百万 人民元	億円	百万 人民元	億円
資産					
非流動資産					
有形固定資産、純額		395,246	60,433	410,008	62,690
建設仮勘定		78,066	11,936	59,206	9,053
使用権資産		57,980	8,865	61,549	9,411
のれん		29,923	4,575	29,923	4,575
無形資産		15,933	2,436	16,349	2,500
関連会社持分		39,428	6,029	39,192	5,992
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		40	6	-	-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 資本性金融商品		1,317	201	1,458	223
繰延税金資産	9	8,137	1,244	7,577	1,159
その他の資産		4,484	686	4,687	717
非流動資産合計		630,554	96,412	629,949	96,319
流動資産					
棚卸資産		3,061	468	2,880	440
未収法人所得税		1,025	157	1,662	254
売掛金、純額	5	32,502	4,970	21,489	3,286
契約資産		794	121	474	72
前払金およびその他の流動資産		21,548	3,295	22,219	3,397
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		-	-	39	6
短期銀行預金		2,580	394	3,628	555
現金および現金同等物	6	21,943	3,355	20,791	3,179
流動資産合計		83,453	12,760	73,182	11,190
資産合計		714,007	109,172	703,131	107,509

19ページから39ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当中間財務諸表の一部を構成している。

	注記	2020年6月30日		2019年12月31日	
		百万 人民元	億円	百万 人民元	億円
負債および資本					
流動負債					
短期債務	7	12,012	1,837	42,527	6,502
1年以内返済予定の長期債務	7	3,936	602	4,444	679
買掛金	8	122,439	18,721	102,616	15,690
未払費用およびその他の未払金		67,381	10,303	48,516	7,418
契約負債		51,455	7,867	54,388	8,316
未払法人所得税		296	45	243	37
1年以内返済予定のリース負債		11,703	1,789	11,569	1,769
1年以内収益計上予定の繰延収益		314	48	358	55
流動負債合計		269,536	41,212	264,661	40,467
流動負債純額		(186,083)	(28,452)	(191,479)	(29,277)
流動負債控除後資産合計		444,471	67,960	438,470	67,042
非流動負債					
長期債務	7	33,649	5,145	32,051	4,901
リース負債		27,107	4,145	30,577	4,675
繰延収益		978	150	1,097	168
繰延税金負債	9	22,322	3,413	19,078	2,917
その他の非流動負債		593	91	627	96
非流動負債合計		84,649	12,943	83,430	12,756
負債合計		354,185	54,155	348,091	53,223
資本					
資本金		80,932	12,375	80,932	12,375
剰余金		276,238	42,237	271,578	41,524
当社株主に帰属する資本合計		357,170	54,611	352,510	53,899
非支配持分		2,652	405	2,530	387
資本合計		359,822	55,017	355,040	54,286
負債および資本合計		714,007	109,172	703,131	107,509

19ページから39ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当中間財務諸表の一部を構成している。

(2) 連結包括利益計算書(未監査)

	注記	6月30日に終了した6ヶ月間			
		2020年		2019年	
		百万 人民元	億円	百万 人民元	億円
営業収益	10	193,803	29,632	190,488	29,126
営業費用					
減価償却費および償却費		(44,176)	(6,755)	(43,343)	(6,627)
ネットワーク運営・サポート費用	11	(57,698)	(8,822)	(50,780)	(7,764)
販売費および一般管理費		(25,997)	(3,975)	(29,216)	(4,467)
人件費	12	(35,512)	(5,430)	(33,316)	(5,094)
その他の営業費用	13	(11,442)	(1,749)	(13,889)	(2,124)
営業費用合計		(174,825)	(26,731)	(170,544)	(26,076)
営業利益		18,978	2,902	19,944	3,049
正味財務費用	14	(1,572)	(240)	(2,057)	(315)
投資利益		53	8	26	4
関連会社持分利益		787	120	605	93
税引前利益		18,246	2,790	18,518	2,831
法人所得税	15	(4,175)	(638)	(4,493)	(687)
当期間の純利益		14,071	2,151	14,025	2,144
当期間のその他の包括利益					
後に純損益に振り替えられない項目:					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 資本性金融商品に対する投資の公正価値の変動		(141)	(22)	221	34
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 資本性金融商品に対する投資の公正価値の変動 に係る繰延税金		36	6	(55)	(8)
		(105)	(16)	166	25
後に純損益に振り替えられる可能性のある項目:					
中国本土外子会社の財務諸表の為替換算差額		88	13	19	3
関連会社のその他の包括利益に対する持分		(4)	(1)	(2)	(0)
		84	13	17	3
当期間のその他の包括利益、税引後		(21)	(3)	183	28
当期間の包括利益合計		14,050	2,148	14,208	2,172
以下に帰属する利益:					
当社株主		13,949	2,133	13,909	2,127
非支配持分		122	19	116	18
当期間の純利益		14,071	2,151	14,025	2,144
以下に帰属する包括利益合計:					
当社株主		13,928	2,130	14,092	2,155
非支配持分		122	19	116	18
当期間の包括利益合計		14,050	2,148	14,208	2,172
基本的1株当たり利益	17	0.17	2.60	0.17	2.60
発行済株式数(百万株)	17	80,932		80,932	

19ページから39ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当中間財務諸表の一部を構成している。

(3) 連結持分変動計算書(未監査)

当社株主に帰属

(単位:百万人民元)

	注記	資本金	資本準備金	株式払込 剰余金	利益 準備金	一般リス ク準備金	その他の 準備金	為替換算 準備金	利益 剰余金	合計	非支配 持分	資本 合計
2019年1月1日現在残高		80,932	17,806	10,746	76,231	-	160	(727)	155,481	340,629	1,027	341,656
当期間の純利益		-	-	-	-	-	-	-	13,909	13,909	116	14,025
当期間のその他の包括利益		-	-	-	-	-	164	19	-	183	-	183
当期間の包括利益合計		-	-	-	-	-	164	19	13,909	14,092	116	14,208
非支配持分からの出資		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,500	1,500
非支配持分の取得		-	3	-	-	-	-	-	-	3	(11)	(8)
非支配持分への分配		-	-	-	-	-	-	-	-	-	(20)	(20)
関連会社の準備金のその他 の変動に対する持分		-	(50)	-	-	-	-	-	-	(50)	-	(50)
配当	16	-	-	-	-	-	-	-	(8,891)	(8,891)	-	(8,891)
2019年6月30日現在残高		80,932	17,759	10,746	76,231	-	324	(708)	160,499	345,783	2,612	348,395
2020年1月1日現在残高		80,932	17,504	10,746	78,043	23	615	(625)	165,272	352,510	2,530	355,040
当期間の純利益		-	-	-	-	-	-	-	13,949	13,949	122	14,071
当期間のその他の包括利益		-	-	-	-	-	(109)	88	-	(21)	-	(21)
当期間の包括利益合計		-	-	-	-	-	(109)	88	13,949	13,928	122	14,050
関連会社の準備金のその他 の変動に対する持分		-	(6)	-	-	-	-	-	-	(6)	-	(6)
配当	16	-	-	-	-	-	-	-	(9,262)	(9,262)	-	(9,262)
2020年6月30日現在残高		80,932	17,498	10,746	78,043	23	506	(537)	169,959	357,170	2,652	359,822

当社株主に帰属

(単位：億円)	注記	資本金	資本準備金	株式払込 剰余金	利益準備金	一般リス ク準備金	その他の 準備金	為替換算 準備金	利益 剰余金	合計	非支配 持分	資本 合計
2019年1月1日現在残高		12,375	2,723	1,643	11,656	-	24	(111)	23,773	52,082	157	52,239
当期間の純利益		-	-	-	-	-	-	-	2,127	2,127	18	2,144
当期間のその他の包括利益		-	-	-	-	-	25	3	-	28	-	28
当期間の包括利益合計		-	-	-	-	-	25	3	2,127	2,155	18	2,172
非支配持分からの出資		-	-	-	-	-	-	-	-	-	229	229
非支配持分の取得		-	0	-	-	-	-	-	-	0	(2)	(1)
非支配持分への分配		-	-	-	-	-	-	-	-	-	(3)	(3)
関連会社の準備金のその他の の変動に対する持分		-	(8)	-	-	-	-	-	-	(8)	-	(8)
配当	16	-	-	-	-	-	-	-	(1,359)	(1,359)	-	(1,359)
2019年6月30日現在残高		12,375	2,715	1,643	11,656	-	50	(108)	24,540	52,870	399	53,270
2020年1月1日現在残高		12,375	2,676	1,643	11,933	4	94	(96)	25,270	53,899	387	54,286
当期間の純利益		-	-	-	-	-	-	-	2,133	2,133	19	2,151
当期間のその他の包括利益		-	-	-	-	-	(17)	13	-	(3)	-	(3)
当期間の包括利益合計		-	-	-	-	-	(17)	13	2,133	2,130	19	2,148
関連会社の準備金のその他の の変動に対する持分		-	(1)	-	-	-	-	-	-	(1)	-	(1)
配当	16	-	-	-	-	-	-	-	(1,416)	(1,416)	-	(1,416)
2020年6月30日現在残高		12,375	2,675	1,643	11,933	4	77	(82)	25,987	54,611	405	55,017

19ページから39ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当中間財務諸表の一部を構成している。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書(未監査)

	6月30日に終了した6ヶ月				
	2020年		2019年		
	百万 人民元	億円	百万 人民元	億円	
営業活動によるキャッシュ純額	(a)	65,286	9,982	53,027	8,108
投資活動により使用されたキャッシュ・フロー					
資本的支出		(31,118)	(4,758)	(32,863)	(5,025)
投資の増加額		(21)	(3)	(210)	(32)
使用権資産に関する支払		(82)	(13)	(89)	(14)
有形固定資産の処分による収入		264	40	606	93
使用権資産の処分による収入		1	0	24	4
投資の処分による収入		36	6	-	-
短期銀行預金の増加額		(2,712)	(415)	(1,481)	(226)
短期銀行預金の満期到来額		3,988	610	4,788	732
投資活動により使用されたキャッシュ純額		<u>(29,644)</u>	<u>(4,533)</u>	<u>(29,225)</u>	<u>(4,469)</u>
財務活動により使用されたキャッシュ・フロー					
リース負債の元本部分の支払		(4,964)	(759)	(3,862)	(590)
銀行およびその他の借入金による収入		32,755	5,008	50,677	7,749
銀行およびその他の借入金の返済		(62,320)	(9,529)	(69,742)	(10,664)
非支配持分からの出資		-	-	1,590	243
財務会社への預入(純額)	(b)	204	31	297	45
財務会社による法定預金準備金の預入の増加	(b)	(196)	(30)	(83)	(13)
財務活動により使用されたキャッシュ純額		<u>(34,521)</u>	<u>(5,278)</u>	<u>(21,123)</u>	<u>(3,230)</u>
現金および現金同等物の純増加額		1,121	171	2,679	410
現金および現金同等物の1月1日現在残高		20,791	3,179	16,666	2,548
為替レートの変動による影響額		31	5	11	2
現金および現金同等物の6月30日現在残高		<u>21,943</u>	<u>3,355</u>	<u>19,356</u>	<u>2,960</u>

19ページから39ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当中間財務諸表の一部を構成している。

(a) 税引前利益から営業活動によるキャッシュ純額への調整

	6月30日に終了した6ヶ月			
	2020年		2019年	
	百万人民元	億円	百万人民元	億円
税引前利益	18,246	2,790	18,518	2,831
調整項目：				
減価償却費および償却費	44,176	6,755	43,343	6,627
金融資産およびその他の項目に係る減損損失(戻入控除後)	1,715	262	1,664	254
棚卸資産評価損(戻入控除後)	2	0	(71)	(11)
投資利益	(53)	(8)	(26)	(4)
関連会社持分利益	(787)	(120)	(605)	(93)
受取利息	(280)	(43)	(210)	(32)
支払利息	1,848	283	2,246	343
為替差損、純額	4	1	21	3
長期性資産の除却および処分に係る損失、純額	2,112	323	956	146
運転資本の変動考慮前の営業利益	66,983	10,242	65,836	10,066
売掛金の増加	(12,672)	(1,938)	(12,701)	(1,942)
契約資産の増加	(327)	(50)	(637)	(97)
棚卸資産の(増加)/減少	(183)	(28)	1,367	209
前払金およびその他の流動資産の減少	593	91	94	14
その他の資産の減少	237	36	325	50
買掛金の増加/(減少)	6,146	940	(672)	(103)
未払費用およびその他の未払金の増加	9,353	1,430	8,554	1,308
契約負債の減少	(2,943)	(450)	(5,407)	(827)
繰延収益の減少	(30)	(5)	(47)	(7)
営業により調達されたキャッシュ	67,157	10,268	56,712	8,671
利息の受取額	290	44	199	30
利息の支払額	(1,972)	(302)	(2,189)	(335)
投資利益の受取額	576	88	109	17
税金の支払額	(765)	(117)	(1,804)	(276)
営業活動によるキャッシュ純額	65,286	9,982	53,027	8,108

(b) 「財務公司」とは、中国電信財務有限公司のことである。同社は、2019年1月8日に設立した当社の子会社であり、中国電信集团公司のメンバー・ユニットに資金および財務管理サービスを提供している。

19ページから39ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当中間財務諸表の一部を構成している。

[次へ](#)

(5)未監査中間財務諸表に対する注記

1. 主要事業

チャイナ・テレコム・コーポレーション・リミテッド(以下「当社」という。)およびその子会社(以下、総称して「当グループ」という。)は、通話、インターネット、電気通信ネットワーク・リソースおよび機器サービス、情報アプリケーション・サービスならびにその他の関連サービスを含む総合的な固定およびモバイル通信サービスを提供している。当グループは、中華人民共和国(以下「中国」という。)の北京市、上海市、広東省、江蘇省、浙江省、安徽省、福建省、江西省、広西壮族自治区、重慶市、四川省、湖北省、湖南省、海南省、貴州省、雲南省、陝西省、甘肅省、青海省、寧夏回族自治区および新疆ウイグル自治区において、固定回線電気通信サービスおよびその関連サービスを提供している。また、当グループは、中国本土およびマカオ特別行政区(以下「マカオ」という。)でモバイル通信および関連サービスの提供を行っている。当グループは、他にも、アジア太平洋地域、欧州、アフリカ、南米地域、北米の一定の国々および地域で、ネットワーク・サービス、インターネット接続およびトランジットを含めた国際電気通信サービス、インターネット・データ・センター・サービスならびにモバイル仮想ネットワーク・サービスを提供している。当グループの中国本土での経営は、中国政府および関連当局の監督を受けている。

2. 作成基準

当中間財務諸表は、国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)が公表した国際会計基準第34号(以下「IAS第34号」という。)¹⁾「期中財務報告」および香港証券取引所上場規則(以下「上場規則」という。)付属書類16の適用される開示規定に基づいて作成されている。2020年8月18日に取締役会が発行を承認した当中間財務諸表は、2020年6月30日現在の当グループの財政状態(未監査)および2020年6月30日に終了した6ヶ月間における当グループの経営成績およびキャッシュ・フロー(未監査)を反映しているが、2020年12月31日終了事業年度について予想される経営成績およびキャッシュ・フローを必ずしも示しているわけではない。

IAS第34号「期中財務報告」に準拠し中間財務諸表を作成する際に、経営者は期首から中間決算日までの会計方針の適用、資産・負債および収益・費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められる。実際の結果はこれらの見積りとは異なる場合もある。

当中間財務諸表には、連結財務諸表および一定の注記が含まれている。この注記には、2019年度の年次財務諸表以降における当グループの財政状態および業績の変動を理解するための重要な事象および取引の説明が含まれている。さらに、この中間財務諸表および注記は国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成される完全な1組の財務諸表に要求される事項のすべてを含むものでない。

当中間財務諸表は監査を受けていないが、当社の監査委員会のレビューを受けている。また、当中間財務諸表は、香港公認会計士協会が公表している香港レビュー業務基準第2410号「事業体の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー」に従い、当社の国際独立監査人によるレビューを受けている。

2A. 当期間の重要な事象

2020年初頭の新型コロナウイルス(COVID-19)大流行の発生後、当グループは、COVID-19の大流行の予防・管理策と当グループの事業活動・成長との調整を図るとともに、円滑かつ安定した通信確保のための一連の対策を講じることで、企業の社会的責任を積極的に果たしている。COVID-19の大流行により、当グループの事業活動・成長に影響が生じているものの、同時に新たな情報化の需要が喚起されている。当グループは、この状況の進展および変化に引き続き細心の注意を払い、当グループの財政状態、経営成績、およびその他の側面への影響を適時に評価し、積極的に対応していく方針である。

3. 主要な会計方針

当中間財務諸表は、一定の金融商品の公正価値での再評価を除き取得原価基準で作成している。

IFRSの修正の適用による会計方針の変更を除き、当中間財務諸表に適用した会計方針および計算方法は、当グループの2019年度の年次財務諸表の作成に際し準拠したものと同一である。

IFRSの修正の適用

当中間期間において、当グループは、IASBが公表し当期間に強制発効した「IFRS基準における『概念フレームワーク』への参照の修正」および以下のIFRSの修正を初めて適用している。

IAS第1号およびIAS第8号の修正「『重要性がある』の定義」
IFRS第3号の修正「事業の定義」
IFRS第9号、IAS第39号、およびIFRS第7号の修正「金利指標改革」

また、当グループは、IFRS第16号の修正「Covid-19に関連した賃料減免」を早期適用している。

下記を除き、当期間の「IFRS基準における『概念フレームワーク』への参照の修正」および上記のIFRSの修正の適用による当グループの当中間財務諸表に対する重要な影響はない。

3.1 IFRS第16号の修正「Covid-19に関連した賃料減免」の早期適用による影響および会計方針

3.1.1 会計方針

リース

Covid-19に関連した賃料減免

当グループは、Covid-19の大流行の直接の結果として生じるリース契約の賃料減免に関して実務上の便法を適用し、以下の条件をすべて満たす場合には、当該変更がリースの条件変更であるかの評価を行わないことを選択している。

- ・ リース料の変更の結果、当該リースの改訂後の対価が、当該変更直前のリースの対価と実質的に同額かまたはそれを下回ること
- ・ リース料の減額が、2021年6月30日以前に当初の期限が到来する支払にのみ影響を及ぼすこと
- ・ 当該リースの他の契約条件に実質的な変更がないこと

この実務上の便法の適用より、当グループは賃料減免によるリース料の変更を、当該変更がリースの条件変更でないとした場合にIFRS第16号「リース」を適用して当該変更を処理する方法と同一の方法で会計処理している。リース料の免除または放棄は変動リース料として会計処理し、関連する負債については調整を行い、当該事象が生じた期間に、対応する調整額の純損益への認識と併せて当該免除または放棄された金額を反映させている。

3.1.2 経過措置および影響の要約

当グループは、当該修正を当期間から早期適用している。この変更による2020年1月1日現在期首剰余金への影響はない。当中間財務諸表上、当グループが当期間に純損益に認識している賃料減免によるリース料の変更額に重要性はない。

[次へ](#)

4. セグメント別報告

事業セグメントとは、収益を稼得し費用が発生する源泉となる事業活動を行っている企業の構成単位であり、資源の配分や当該セグメントの業績の評価を実施するために最高経営意思決定者により定期的に検討される内部財務報告を基礎として識別される。表示期間において、経営者は、当グループは総合電気通信事業のみを行っているため1つの事業セグメントしか有しないと判断している。中国本土外に所在する当グループの資産および中国本土外での事業活動から生じた営業収益は、それぞれ当グループの資産および営業収益の10%未満である。当該金額に重要性はないため、地域別情報は表示していない。単独で当グループの営業収益の10%以上を占める外部顧客はない。

5. 売掛金、純額

売掛金、純額の内訳は以下の通りである。

(単位：百万人民元)

	注	2020年6月30日	2019年12月31日
第三者		36,197	24,438
中国電信グループ	()	1,730	1,188
チャイナ・タワー	()	7	5
中国の他の電気通信会社		950	550
		38,884	26,181
差引：貸倒引当金		(6,382)	(4,692)
		32,502	21,489

注：

() 中国電信集团公司と当グループ以外の中国電信集团公司の子会社を併せて「中国電信グループ」としている。

() 当社の関連会社であるチャイナ・タワー有限公司は、「チャイナ・タワー」としている。

電話およびインターネット・サービス加入者に対する売掛金の請求日に基づく年齢分析は以下の通りである。

(単位：百万人民元)

	2020年6月30日	2019年12月31日
1ヶ月以内	9,393	7,545
1 - 3ヶ月	2,759	1,777
4 - 12ヶ月	2,164	1,822
12ヶ月超	1,810	1,002
	16,126	12,146
差引：貸倒引当金	(4,030)	(2,803)
	12,096	9,343

その他の電気通信会社および企業顧客に対する売掛金のサービス提供日に基づく年齢分析は以下の通りである。

(単位：百万人民元)

	2020年6月30日	2019年12月31日
1ヶ月以内	7,685	4,701
1 - 3ヶ月	5,797	2,964
4 - 12ヶ月	5,461	3,768
12ヶ月超	3,815	2,602
	22,758	14,035
差引：貸倒引当金	(2,352)	(1,889)
	20,406	12,146

6. 現金および現金同等物

(単位：百万人民元)

	2020年6月30日	2019年12月31日
銀行預金および手許現金	19,049	20,006
当初の満期が3ヶ月以内の定期預金	2,894	785
	21,943	20,791

7. 短期債務および長期債務

短期債務の内訳は、以下の通りである。

	(単位：百万人民元)	
	2020年6月30日	2019年12月31日
銀行からの借入金 - 無担保	6,691	15,831
超短期コマーシャル・ペーパー - 無担保	3,000	19,995
その他の借入金 - 無担保	80	80
中国電信グループからの借入金 - 無担保	2,241	6,621
短期債務合計	12,012	42,527

2020年6月30日現在の当グループの短期債務合計の加重平均利率は、年利3.2%(2019年12月31日現在：2.9%)である。2020年6月30日現在、当グループの銀行からの借入金およびその他の借入金は、年利3.4%から4.4%(2019年12月31日現在：3.5%から4.4%)で、1年以内に返済予定である。また、超短期コマーシャル・ペーパーは年利2.1%(2019年12月31日現在：1.9%から2.2%)で、2020年7月9日に返済している。中国電信グループからの借入金は、年利3.1%から3.5%(2019年12月31日現在：3.5%)で、1年以内に返済予定である。

長期債務の内訳は、以下の通りである。

	(単位：百万人民元)	
注	2020年6月30日	2019年12月31日
銀行からの借入金 - 無担保	()	7,789
その他の借入金 - 無担保		1
ミディアム・ターム・ノート - 無担保	()	4,995
社債 - 無担保	()	-
中国電信グループからの借入金 - 無担保	()	22,800
長期債務合計		37,585
差引：1年以内返済予定分		(3,936)
非流動部分		33,649

注：

() 銀行からの借入金には、当グループが銀行を通じて調達した、年利1.08%から1.20%の市場金利より低利の政府からの人民元建て長期借入金が含まれている(以下「低利借入金」という。)。当グループは、低利借入金を当初認識時に公正価値で認識するとともに、割引分を実効金利法により償却し純損益に認識している。低利借入金の公正価値と額面価額との差額は、政府補助金として繰延収益に認識している。

2020年6月30日現在の銀行からの借入金およびその他の借入金は、2036年の満期まで年利1.08%から2.30%(2019年12月31日現在：1.08%から2.30%)の約定利息が発生する。

() 2019年1月22日、当グループは、年利3.42%、期間3年の人民元建てミディアム・ターム・ノート3,000百万人民元を発行し、発行コスト3百万人民元が発生した。当該ミディアム・ターム・ノートは無担保であり、2022年1月21日に返済予定である。2019年3月19日、当グループは、年利3.41%、期間3年の人民元建てミディアム・ターム・ノート2,000百万人民元を発行し、発行コスト3百万人民元が発生した。当該ミディアム・ターム・ノートは無担保であり、2022年3月18日に返済予定である。

() 2020年3月10日、当グループは、年利2.90%、期間3年の人民元建て社債2,000百万人民元を上海証券取引所で適格投資家向けに発行した。当該社債は無担保であり、2023年3月9日に返済予定である。

() 2017年12月25日、当グループは、中国電信集团公司から年利3.80%で人民元建て長期借入金40,000百万人民元を調達した。当該借入金は、3年から5年以内に返済予定である。当グループは、当該借入金のうち3,000百万人民元、13,700百万人民元および500百万人民元をそれぞれ2018年度、2019年度および当中間期間に一部返済している。

当グループの短期債務および長期債務には財務制限条項は付されていない。2020年6月30日現在の当グループの未使用のコミットメントラインは、263,029百万人民元(2019年12月31日現在：245,847百万人民元)である。

8. 買掛金

買掛金の内訳は、以下の通りである。

	(単位：百万人民元)	
	2020年6月30日	2019年12月31日
第三者	95,704	78,123
中国電信グループ	19,494	19,531
チャイナ・タワー	6,628	4,312
中国の他の電気通信会社	613	650
	122,439	102,616
	122,439	102,616

中国電信グループおよびチャイナ・タワーに対する買掛金は、第三者から提示される条件と類似の契約条件に従い支払を行っている。

買掛金の支払期日に基づく年齢分析は以下の通りである。

	(単位：百万人民元)	
	2020年6月30日	2019年12月31日
1ヶ月以内または要求時	16,465	17,546
1 - 3ヶ月	21,560	17,273
3 - 6ヶ月	46,108	33,237
6ヶ月超	38,306	34,560
	122,439	102,616
	122,439	102,616

9. 繰延税金資産および負債

連結財政状態計算書に認識された繰延税金資産および繰延税金負債の内訳およびその増減は以下の通りである。

(単位:百万人民元)

	資産		負債		純額	
	2020年 6月30日	2019年 12月31日	2020年 6月30日	2019年 12月31日	2020年 6月30日	2019年 12月31日
引当金および減損損失 (主に信用損失)	2,321	1,953	-	-	2,321	1,953
有形固定資産およびその他	5,087	4,862	(22,117)	(18,831)	(17,030)	(13,969)
使用権資産およびリース負債	718	744	-	-	718	744
繰延収益および設置費用	11	18	(7)	(13)	4	5
その他の包括利益を通じて公正価値で測定 する資本性金融商品	-	-	(198)	(234)	(198)	(234)
	<u>8,137</u>	<u>7,577</u>	<u>(22,322)</u>	<u>(19,078)</u>	<u>(14,185)</u>	<u>(11,501)</u>

(単位:百万人民元)

	2020年1月1日 現在残高	連結包括利益 計算書計上額	2020年6月 30日現在残高
引当金および減損損失 (主に信用損失)	1,953	368	2,321
有形固定資産およびその他	(13,969)	(3,061)	(17,030)
使用権資産およびリース負債	744	(26)	718
繰延収益および設置費用	5	(1)	4
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資 本性金融商品	(234)	36	(198)
	<u>(11,501)</u>	<u>(2,684)</u>	<u>(14,185)</u>

10. 営業収益

収益の分解

(単位：百万人民元)

	注	6月30日に終了した6ヶ月間	
		2020年	2019年
財またはサービスの種類			
顧客との契約から生じる収益			
通話サービス	()	20,803	23,529
インターネット・サービス	()	103,215	98,895
情報アプリケーション・サービス	()	49,266	46,759
電気通信ネットワーク・リソースおよび 機器サービス	()	11,424	10,937
財の販売およびその他	()	6,881	8,668
小計		191,589	188,788
その他の源泉から生じる収益	()	2,214	1,700
営業収益合計		193,803	190,488
収益認識の時期			
一時点で認識		5,329	7,166
一定の期間にわたり認識		188,474	183,322
営業収益合計		193,803	190,488

注：

- () 通話サービスの提供により顧客に請求する通話使用料、設置手数料および相互接続料を集計した金額である。
- () インターネット・アクセス・サービスの提供により顧客に請求する額である。
- () インターネット・データ・センター・サービス、システム・インテグレーション・サービス、イーサーフィンHDサービス、発信者番号通知サービスおよびショートメッセージ・サービス等の提供により顧客に請求する金額を集計した金額である。
- () 主に電気通信ネットワーク・リソースおよび機器サービスの提供により他の国内電気通信会社および企業顧客に請求する金額である。
- () 主に電気通信機器の販売、修理およびメンテナンスならびにモバイルサービスの再販売(MVNO)による収益である。
- () 主に不動産のリースから生じる収益およびその他の収益である。

11. ネットワーク運営・サポート費用

(単位：百万人民元)

	注	6月30日に終了した6ヶ月間	
		2020年	2019年
運営およびメンテナンス		33,539	29,931
公共料金		7,410	6,775
ネットワーク・リソース使用料および関連費用	()	11,473	10,168
その他		5,276	3,906
		57,698	50,780

注：

() ネットワーク・リソース使用料および関連費用には、指数またはレートに応じて決まるものではない変動リース料、通信塔資産および関連資産のリースに関連した非リース構成部分に係る費用、指数またはレートに応じて決まるものではない短期リースおよび少額資産のリースに係る費用、ならびに第三者が提供するネットワーク・リソースの使用に係る非リース構成部分に係る費用が含まれている。

12. 人件費

人件費は、以下の業務に関連するものである。

(単位：百万人民元)

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2020年	2019年
ネットワーク運営・サポート費用	23,799	21,882
販売費および一般管理費	11,713	11,434
	35,512	33,316

13. その他の営業費用

(単位：百万人民元)

	注	6月30日に終了した6ヶ月間	
		2020年	2019年
相互接続費用	(i)	5,804	6,289
売上原価	()	4,888	6,876
寄付		2	1
その他	()	748	723
		11,442	13,889

注：

() 相互接続費用は、当グループの電気通信ネットワークから発信された音声やデータを伝送する際に国内外の他の電気通信会社のネットワークを利用する場合に発生する費用である。

() 売上原価は主に電気通信機器の売上原価である。

() その他には、主に増値税および法人所得税以外の税金および付加税が含まれている。

14. 正味財務費用

(単位：百万人民元)

6月30日に終了した6ヶ月間

	2020年	2019年
短期債務および長期債務の支払利息	1,162	1,514
リース負債の支払利息	745	804
控除：資産化した支払利息*	(59)	(72)
純支払利息	1,848	2,246
受取利息	(280)	(210)
為替差損	525	310
為替差益	(521)	(289)
	1,572	2,057
	3.5% - 4.4%	3.5% - 4.4%

15. 法人所得税

純損益に含まれる法人所得税の内訳は、以下の通りである。

(単位：百万人民元)

6月30日に終了した6ヶ月間

	2020年	2019年
中国における法人所得税費用	1,367	1,941
その他の税務管轄地における法人所得税費用	88	55
繰延税金	2,720	2,497
	4,175	4,493

予想税金費用と実際税金費用との調整は以下の通りである。

(単位：百万人民元)

6月30日に終了した6ヶ月間

	注	2020年	2019年
税引前利益		18,246	18,518
法定税率25%による予想法人所得税費用	()	4,562	4,630
中国本土の子会社および支店の所得に対する税率差異	()	(279)	(133)
その他の子会社の所得に対する税率差異	()	(37)	(55)
損金不算入費用	()	273	446
益金不算入収益	()	(205)	(141)
その他	()	(139)	(254)
実際の法人所得税費用		4,175	4,493

注：

- () 中国本土の法人所得税費用は、中国における法人所得税制に従い算定した当社、中国本土の子会社、および支店の課税所得に法定税率25%を乗じて計算している。ただし、一部の子会社および支店については主に優遇税率15%が適用されている。
- () 香港およびマカオ特別行政区およびその他の国の当社の子会社の法人所得税費用は、子会社の課税所得および各税務管轄地の適用税率(8%から35%)に基づき算定している。
- () 税法上の減算可能額を超過するその他の費用
- () 非課税となるその他の収益
- () 主に前年度の法人所得税の納付差額および研究開発費の追加の税額控除等、その他の税務上の便益

16. 配当金

2020年5月26日開催の年次株主総会における株主の承認に基づき、2019年12月31日終了年度の最終配当(1株当たり0.114441人民元(0.125香港ドル相当)、総額9,262百万人民元)を宣言し、2020年7月31日に支払を行った

2019年5月29日開催の年次株主総会における株主の承認に基づき、2018年12月31日終了年度の最終配当(1株当たり0.109851人民元(0.125香港ドル相当)、総額8,891百万人民元)を宣言し、2019年7月26日に支払を行った。

取締役会は、中間配当は行わないことを決定した。

17. 基本的1株当たり利益

2020年および2019年6月30日に終了した6ヶ月間の基本的1株当たり利益は、それぞれ当社株主に帰属する利益13,949百万人民元および13,909百万人民元を、80,932,368,321株で除して計算している。

表示期間に潜在普通株式はなかったため、希薄化後1株当たり利益の金額は表示していない。

18. 資本コミットメント

2020年6月30日および2019年12月31日現在、当グループは以下の資本コミットメントを行っている。

	(単位：百万人民元)	
	2020年6月30日	2019年12月31日
契約済み未実行		
不動産	1,560	1,810
電気通信ネットワーク設備および機器	18,880	19,131
	20,440	20,941

19. 金融商品の公正価値測定

当グループの金融資産には、現金および現金同等物、銀行預金、資本性金融商品、売掛金、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、ならびに前払金およびその他の流動資産に計上している金融資産が含まれる。当グループの金融負債には、短期債務および長期債務、買掛金ならびに未払費用およびその他の未払金に計上している金融負債が含まれる。

公正価値測定

IFRS第13号「公正価値測定」に従い、各金融商品の公正価値は、公正価値測定において重大なインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づき全体を区分している。公正価値のレベルは次のように定義されている。

- ・レベル1：活発な市場における同一の金融商品の相場価格(無調整)により測定された公正価値
- ・レベル2：活発な市場における類似の金融商品の相場価格により測定された公正価値、またはすべての重大なインプットが直接的もしくは間接的に観察可能な市場データを基礎とする評価技法を用いて測定された公正価値
- ・レベル3：重大なインプットのいずれかが観察可能な市場データを基礎としていない評価技法を用いて測定された公正価値

当グループの金融商品(長期債務および公正価値で測定する資本性金融商品は除く。)の公正価値は、これら商品の満期までの期間が短いことから、帳簿価額に近似している。

当グループのその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に含まれる上場資本性証券投資は、レベル1の金融商品に区分している。当グループの上場資本性証券投資の公正価値は、2020年6月30日現在1,084百万人民元(2019年12月31日現在：1,228百万人民元)である。これは、中国の証券取引所の市場相場価格に基づいている。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に含まれる当グループのその他の資本性投資は、非上場株式である。

長期債務の公正価値は、将来キャッシュ・フローを、概ね類似の性質、類似の満期の債務に対して当グループに提示される直近の市場金利により割り引いて見積っている。長期債務の公正価値測定はレベル2に区分している。当グループが長期債務の公正価値の見積りに用いた金利は、外貨建債務も考慮すると、2.9%から4.9%の範囲にある(2019年12月31日現在：3.7%から4.9%)。2020年6月30日および2019年12月31日現在の当グループの長期債務の帳簿価額と公正価値は、以下の通りであった。

	2020年6月30日		2019年12月31日	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
長期債務	37,585	36,962	36,495	35,780

(単位：百万人民元)

両期間において、レベル1、レベル2およびレベル3の間の金融商品の振替はなかった。

20. 関連当事者との取引

(a) 中国電信グループとの取引

当グループは中国の国有企業である中国電信集団公司の支配下の企業群の一部であり、中国電信グループのメンバーとの間に重要な取引および事業関係を有している。

通常の事業の過程で行われた中国電信グループとの主要な取引は、以下の通りである。

(単位：百万人民元)

	注	6月30日に終了した6ヶ月間	
		2020年	2019年
建設およびエンジニアリング・サービス	()	5,785	6,177
付属サービスの受領	()	8,769	8,477
相互接続収益	()	28	49
相互接続費用	()	56	89
コミュニティ・サービスの受領	()	1,440	1,373
集中サービスの純取引額	()	181	49
不動産リース収益	()	17	16
不動産リース関連費用	()	189	142
使用権資産の増加	()	203	95
リース負債に係る支払利息	()	7	8
情報技術サービスの提供	()	235	166
情報技術サービスの受領	()	864	753
電気通信機器および資材の購入	()	1,369	1,353
電気通信機器および資材の売却	()	748	626
インターネット・アプリケーション・チャンネル・サービス	()	38	50
中国電信グループからの借入金に係る利息*	()	501	770
その他*	()	113	92
中国電信グループによる財務会社への預入(純額)*	(x)	204	297
中国電信グループによる財務会社への預金に係る支払利息*	(x)	29	-

* これらの取引は、一般的な商業条件のもとで行われており、上場規則の規則第14A.76条または第14A.90条に基づく報告、公表、独立株主の承認および/または年次レビューに係る要求事項への遵守を完全に免除されている。

注：

- () 中国電信グループにより提供される建設およびエンジニアリング、またデザインおよび監督サービスである。
- () 電気通信機器および設備の修繕ならびにメンテナンス、特定の顧客サービス等の付属サービスに関連する中国電信グループへの支払額および未払額である。
- () 中国電信グループとの市内電話および国内長距離電話の相互接続のための受取額および未収額/支払額および未払額である。
- () 文化、教育、医療およびその他のコミュニティ・サービスに関連する中国電信グループへの支払額および未払額である。
- () 集中サービスに関連する費用に関して、当社と中国電信グループとの間の分担額(純額)である。集中サービスの純額の対価としての受領額または未収額である。
- () 不動産のリースに関する中国電信グループに対する不動産リース手数料の受領額および未収額である。

- () 中国電信グループからリースしている不動産に関する金額である。不動産リース関連費用には、短期リースのリース料、少額資産のリース料、指数またはレートに応じて決まるものではない変動リース料、および非リース構成部分に係る費用が含まれている。
- () 中国電信グループに対して提供する、または中国通信グループにより提供される情報技術サービスである。
- () 中国電信グループとの電気通信機器および資材の購入および売却、中国電信グループから提供される調達サービスに対する支払手数料および未払額である。
- () インターネット・アプリケーション・チャンネル・サービス(電気通信チャンネル・サービス、アプリケーション・サポート・プラットフォーム・サービス、請求・引落サービス等の提供を含む。)に関連する中国電信グループに対する受領額および未収額である。
- () 中国電信グループからの借入金(注記7)に関連する中国電信グループへの支払利息または未払利息である。
- () 西藏自治区に所在する特定のCDMAモバイル通信ネットワーク(CDMAネットワーク)設備、中国電信グループのサービス地域内における特定の省間光ファイバーおよび特定の土地利用権の使用に主に関連する中国電信グループに対する支払額および未払額である。
- (x) 財務会社が中国電信グループに対して提供する金融サービス(貸出サービス、預金サービスおよびその他のサービスを含む。)に関する金額である。

中国電信グループに対する債権/債務の要約は以下の通りである。

	(単位：百万人民元)	
	2020年6月30日	2019年12月31日
売掛金	1,730	1,188
契約資産	57	27
前払金およびその他の流動資産	1,153	1,233
中国電信グループに対する債権合計	2,940	2,448
買掛金	19,494	19,531
未払費用およびその他の未払金	12,351	6,069
契約負債	133	162
リース負債	471	389
短期債務	2,241	6,621
長期債務	22,800	23,300
中国電信グループに対する債務合計	57,490	56,072

短期債務、長期債務、未払費用およびその他の未払金に計上している財務会社の預金以外の中国電信グループに対する債権/債務は無利息・無担保であり、第三者が提示する条件と類似する契約条件に従い返済している。中国電信グループに対する短期債務および長期債務に関する条件については、注記7に記載している。

2020年6月30日および2019年12月31日現在、中国電信グループに対する債権に関して重要な貸倒引当金は認識していない。

(b) チャイナ・タワーとの取引

チャイナ・タワーとの主な取引は以下の通りである。

	注	(単位：百万人民元)	
		6月30日に終了した6ヶ月間	
		2020年	2019年
通信塔資産リースおよび関連費用	()	5,777	5,329
使用権資産の増加	()	1,434	1,285

リース負債に係る支払利息	()	419	478
情報技術サービスの提供	()	15	12

注：

() 通信塔資産のリースに関する金額である。通信塔資産リース関連費用には、指数またはレートに応じて決まるものではない変動リース料および非リース構成部分に係る費用が含まれている。

() チャイナ・タワーに提供する情報技術およびその他の付属サービスである。

チャイナ・タワーに対する債権/債務の要約は以下の通りである。

	(単位：百万人民元)	
	2020年6月30日	2019年12月31日
売掛金	7	5
前払金およびその他の流動資産	205	192
チャイナ・タワーに対する債権合計	212	197
買掛金	6,628	4,312
未払費用およびその他の未払金	1,380	1,261
契約負債	34	1
リース負債	21,815	24,474
チャイナ・タワーに対する債務合計	29,857	30,048

チャイナ・タワーに対する債権/債務は、無利息・無担保であり、第三者が提示する条件と類似する契約条件に従って返済される。

2020年6月30日および2019年12月31日現在、チャイナ・タワーに対する債権に関して重要な貸倒引当金は認識していない。

(c) 経営幹部の報酬

経営幹部とは、当グループの活動を直接的または間接的に計画、指示および支配する権限と責任を有する者であり、当グループの取締役および監査役が含まれる。

下表は、当グループの経営幹部の報酬を要約したものである。

(単位：千人民元)

6月30日に終了した6ヶ月間

	2020年	2019年
短期従業員給付	3,147	3,512
退職後給付	442	505
	3,589	4,017

上記の報酬額は、人件費に計上している。

(d) 退職後給付制度への拠出

中国の規則に規定されている通り、当グループは従業員を対象とした地方自治体、自治区および省政府が組織した様々な確定拠出型退職制度に加入している。当グループは、従業員の給料、賞与、および特定の手当の14%から20%の当該退職制度への拠出が義務付けられているが、中国政府はCovid-19の大流行への耐久力および雇用安定化のための企業支援として、2020年2月から4月まで当該拠出額を半額に引き下げる決定を行っている。制度の加入者は、退職日における給与水準の一定率の年金を受け取る権利を有する。これ以外に、当グループは、外部の独立の運用会社が運営する補足的確定拠出型退職制度にも加入しており、従業員の給料、賞与および特定の手当の一定率を当該退職制度に拠出する義務がある。当グループは、上述の年間拠出額以外に、これらの制度に関するその他の重要な年金支払義務はない。

2020年6月30日に終了した6ヶ月間における当グループの上述の制度への拠出額は、2,981百万人民元(2019年6月30日に終了した6ヶ月間：3,758百万人民元)であった。

2020年6月30日現在、上述の確定拠出型退職制度に対する未拠出額は、891百万人民元(2019年12月31日：755百万人民元)であった。

(e) 中国におけるその他の政府関連企業との取引

当グループは政府関連企業であり、現在政府当局、政府機関、政府関連企業およびその他組織(以下、総称して「政府関連企業」という。)を通じて中国に直接または間接に支配されている企業が優位を占める経済体制において事業を行っている。

当グループは、親会社およびその兄弟子会社(注記20(a))ならびにチャイナ・タワー(注記20(b))との取引を除き、その他の政府関連企業と合計では重要であるが、個別には重要でない以下の取引を行っている。ただし、必ずしも以下に限定されない。

- サービスの提供および受領(電気通信サービスを含むが、電気通信サービスに限定されない。)
- 製品、不動産およびその他の資産の売買
- 資産のリース
- 預金および借入
- 公益事業の利用

これらの取引は、当グループの通常の事業の過程で政府関連企業以外の他の企業との取引条件と同等な条件に基づいて行っている。当グループは、電気通信サービスおよび製品価格を、政府規定の料金に基づきまたは必要に応じて商談の上決定している。また、取引先が政府関連企業であるか否かを問わず、製品およびサービスの購入に関する調達方針および承認プロセスを設定している。

当社の取締役は上記の情報により関連当事者との取引について適切な開示を行っていると考えている。

2【その他】

(1) 決算日後の状況

該当事項なし

(2) 訴訟等

重要な訴訟はなかった。

3【国際財務報告基準と日本の会計原則の相違】

本書記載の中間財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。IFRSは、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則とはいくつかの点で相違しており、その主な相違は以下に要約されている。

(1) 連結手続

(a) 連結会社間の会計方針の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、親会社は、類似の状況における同様の取引および他の事象に関し、統一された会計方針を用いて、連結財務諸表を作成しなければならない。在外子会社の財務諸表は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社が使用するIFRSに準拠した会計方針に一致させるよう必要なすべての修正および組替が行われる。また、国際会計基準（以下「IAS」という。）第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」に基づき、関連会社または共同支配企業が類似の状況における同様の取引および事象に関して、企業とは異なる会計方針を用いている場合には、企業が持分法を適用するために関連会社または共同支配企業の財務諸表を用いる際に、関連会社または共同支配企業の会計方針を企業の会計方針に合わせるための修正を行わなければならない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計方針は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合、および国内子会社が指定国際会計基準または修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む。）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計方針は、原則として統一する。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合、および国内関連会社が指定国際会計基準または修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社等に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(b) 報告日の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務諸表作成に用いる親会社およびその子会社の財務諸表は、同じ報告日としなければならない。親会社の報告期間の期末日の子会社と異なる場合、子会社は、実務上不可能な場合を除いて、連結のために親会社の財務諸表と同日現在の追加的な財務諸表を作成して、親会社が子会社の財務情報を連結できるようにする。実務上不可能な場合には、親会社は子会社の直近の財務諸表を用いて子会社の財務情報を連結しなければならないが、当該財務諸表の日付と連結財務諸表の日付との間に生じた重要な取引または事象の影響について調整する。いかなる場合でも、子会社の財務諸表と連結財務諸表の日付の差異は3ヶ月を超えてはならず、報告期間の長さおよび財務諸表の日付の差異は毎期同一でなければならない。

また、関連会社および共同支配企業については、IAS第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」に基づき、企業が持分法を適用する際には、関連会社または共同支配企業の直近の利用可能な財務諸表を使用する。企業の報告期間の末日が関連会社または共同支配企業と異なる場合には、関連会社または共同支配企業は、実務上不可能な場合を除いて、企業の使用のために、企業の財務諸表と同じ日付で財務諸表を作成する。子会社と同様に、持分法を適用する際に用いる関連会社または共同支配企業の財務諸表を企業と異なる日付で作成する場合には、その日付と企業の財務諸表の日付との間に生じた重要な取引または事象の影響について調整を行わなければならない。いかなる場合にも、関連会社または共同支配企業の報告期間の末日

と企業の報告期間の末日との差異は3ヶ月以内でなければならない。報告期間の長さとその末日の差異は毎期同じでなければならない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行う。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、投資会社は、関連会社の直近の財務諸表を使用する。投資会社と関連会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引または事象が発生しているときには、必要な修正または注記を行う。

(2) 連結の範囲および持分法の適用範囲

(a) 連結の範囲および持分法の適用範囲

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、支配を有する会社（子会社）に対しては連結、IAS第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」に基づき、投資先に対して共同支配または重要な影響力を有する企業は、関連会社または共同支配企業に対する投資を持分法で会計処理しなければならない。IFRS第10号では、投資者が、投資先に対するパワー、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力を有している場合には、投資先を支配していると判定される。IAS第28号では、重要な影響力とは、投資先の財務および営業の方針決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配または共同支配ではないものと定めている。

またIFRS第12号「他の企業への関与の開示」では、「組成された企業」（特別目的事業体と類似の性格を有すると考えられる。）を「誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権又は類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業」と定義し、組成された企業への関与についての開示要求事項を定めている。組成された企業は、上記IFRS第10号の支配の概念に照らし、投資者が組成された企業を支配していると判定される場合には、連結の範囲に含めることになる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、連結財務諸表上、共同支配投資企業は、共同支配企業に対する投資について持分法を適用する。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社および関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

(b) 連結の例外

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に従い、親会社が投資企業の定義に該当する場合には、一定の場合を除き子会社を連結してはならず、それに代えて、子会社に対する投資をIFRS第9号「金融商品」に従い純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。

なお、投資企業の親会社は、投資企業である子会社を通じて支配している企業を含めて、支配しているすべての企業を連結しなければならない。ただし、親会社自身が投資企業である場合を除く。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社および関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に従い、親会社が、財務上または営業上もしくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合には、当該他の企業を子会社に該当しないものとして取り扱うことができる。

(3) 非支配持分

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、企業結合ごとに取得企業は、取得日現在で、被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかで測定しなければならない。

(a) 非支配持分の公正価値

(b) 被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、IFRSのように非支配株主持分を公正価値で測定する方法は認められておらず、非支配株主持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産の時価に対する非支配株主の持分で測定される。

(4) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、次の事項に関する開示が要求されている。

(a) 重大な判断および仮定（支配、共同支配および重要な影響力等を決定する際に行った重大な判断および仮定）

(b) 子会社への関与（企業集団の構成、非支配持分が企業集団の活動およびキャッシュ・フローに対して有している関与、企業集団の資産へのアクセス等に対する重大な制限の内容および程度、連結した組成された企業への関与に関連したリスクの内容、所有持分の変動）

(c) 共同支配の取決めおよび関連会社への関与（共同支配の取決めおよび関連会社への関与の内容、程度および財務上の影響、ならびに当該関与に関連したリスク）

(d) 非連結の組成された企業への関与（非連結の組成された企業への関与の内容および程度、ならびに当該関与に関連したリスクの内容および変動）

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

(5) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合に取得法が適用されている（共同支配の取決め自体の財務諸表における共同支配の取決めの形成の会計処理、共通支配下の企業または事業の結合、および事業を構成しない資産または資産グループの取得を除く。）。取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

ただし、IFRSと日本基準の間には、主に以下の差異が存在する。

(a) 条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付もしくは引渡または返還が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するかまたは返還される対価の金額を取得原価から減額するとともに、のれんの修正を行う。

(b) のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）
- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、IFRSのように非支配株主持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

(c) のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、毎期および減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。のれんの未償却残高は、減損処理の対象となる。

(6) 金融商品の分類および測定

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」により、金融資産および金融負債を以下のように分類し、測定することが要求されている。

金融資産については、金融資産の管理に関する企業の事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フロー上の特性の両方に基づき、以下のように事後測定するものに分類しなければならない。

- (a) 償却原価で事後測定するもの：契約上のキャッシュ・フローを回収することを保有目的とする事業モデルの中で保有され、契約条件により元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合。
- (b) その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定するもの：契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有され、契約条件により元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合。
- (c) 純損益を通じて公正価値で事後測定するもの：上記以外の場合。

ただし、企業は、当初認識時に、売買目的保有または企業結合における取得者によって認識される条件付対価ではない資本性金融商品の公正価値の事後変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行うことができる。

金融負債（公正価値オプションおよび負債であるデリバティブ等を除く。）については、償却原価で事後測定するものに分類しなければならない。

またIFRS第9号では、会計上のミスマッチを除去または大幅に低減するなどの一定の要件を満たす場合、当初認識時に金融資産および金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることができる（公正価値オプション）。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ その他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券）は、時価で測定し、時価の変動額は

- a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または

- b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
 - a) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる（即ち、取得原価または償却原価で測定される）。
 - b) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券についての取り扱い、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等の適用開始に合わせて削除される。同会計基準等の適用開始以降は、市場価格のない株式等について、取得原価をもって貸借対照表価額とすることが求められる。
 - ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
 - ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。
- IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

(7) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、(1)資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、または(2)金融資産を譲渡し、かつ企業が金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを他の当事者に移転した時、もしくは企業がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転も保持もしないが金融資産に対する支配を保持していない場合、当該金融資産の認識を中止する。企業がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しないが保持もせず、譲渡された資産を支配し続ける場合には、企業は資産に対する留保持分と関連して支払う可能性がある負債を認識する。企業が、譲渡された金融資産のほとんどすべてのリスクと経済価値を保持している場合には、企業は金融資産の認識を継続する。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(8) 金融商品の分類変更

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を同基準に定める分類方法に従って分類変更することが求められている。金融負債の分類変更を行うことは認められていない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（例えば、トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

(9) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、IFRS第7号「金融商品：開示」に基づき、当該基準の対象となるすべての金融資産および金融負債について以下の開示を行うことが要求されている。

- (a) 企業の財政状態および業績に対する金融商品の重要性
- (b) 企業が当期中および報告期間の末日現在で晒されている金融商品から生じるリスクの内容および程度ならびに企業の当該リスクの管理方法

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、時価等の開示がすべての金融商品に求められ、かつ金融商品から生じるリスクについての開示も求められている。ただし、金融商品から生じるリスクのうち市場リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。

(10) 公正価値測定

IFRSでは、IFRS第13号「公正価値測定」は、一定の場合を除き、他のIFRSが公正価値測定または公正価値測定に関する開示（および、売却コスト控除後の公正価値のような、公正価値を基礎とする測定または当該測定に関する開示）を要求または許容している場合に適用される。IFRS第13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している。また、IFRS第13号は、公正価値の測定に用いたインプットの性質に基づき3つのヒエラルキーに分類し、公正価値測定を当該ヒエラルキー別に開示することを求めている。

日本では、2019年7月4日に企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」およびその適用指針である企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」ならびに関連する基準および適用指針の改正（合わせて「本会計基準等」）が公表され、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首からの適用が求められており、早期適用も認められている。本会計基準等はIFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れている。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めている。なお、本会計基準等は、(1)改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」における金融商品および(2)改正企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産を対象としている。

本会計基準等が公表されるまでは、時価の算定（公正価値測定）について包括的に規定する会計基準はなく、各会計基準において時価の算定方法が個別に定められていた。金融商品の時価については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」において、時価とは公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額、市場価格がない場合には合理的に算定された価額と定義されていた。また、評価技法に用いるインプットのレベルに基づき時価を分類することは求められていなかった。

(11) 資産の減損

(a) 固定資産の減損

IFRSでは、IAS第36号「資産の減損」に従い、資産または資金生成単位に減損の兆候が認められ、その資産または資金生成単位の回収可能価額（処分コスト控除後の公正価値と使用価値（資産または資金生成単位から生じると見込まれる見積将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、その差額を減損損失として認識する。減損損失計上後、一定の条件が満たされた場合、のれんに対して認識された減損を除き、減損損失の戻入れが要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、企業会計審議会公表の「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産または資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入れは認められない。

(b) 金融資産の減損

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、償却原価で事後測定される金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産、リース債権、契約資産、純損益を通じて公正価値で事後測定されないローン・コミットメントおよび金融保証契約について、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しなければならない。その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産に係る損失評価引当金はその他の包括利益に認識し、財政状態計算書における当該金融資産の帳簿価額を減額してはならない。

各報告日における金融商品に係る損失評価引当金は、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。

各報告日において、企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならない。この評価を行う際に、企業は、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生のリスクの変動を用いなければならない。この評価を行うために、企業は、報告日現在での当該金融商品に係る債務不履行

発生リスクを当初認識日現在の当該金融商品に係る債務不履行発生リスクと比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。

予想信用損失の測定に当たっては、次のものを反映する方法で見積らなければならない。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

報告日現在の損失評価引当金を本基準に従って認識が要求される金額に修正するために必要となる予想信用損失（または戻入れ）の金額は、減損利得または減損損失として、純損益に認識することが要求される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および関連する指針に従い、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のもの（企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等の適用開始以降は、「時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のもの」は「市場価格のない株式等以外のもの」）について時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式（企業会計基準第30号等の適用開始以降は、「市場価格のない株式等」）については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権および破産更生債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入れは、株式について禁止されているだけでなく、満期保有目的の債券およびその他の有価証券に分類されている債券についても認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

(12) 株式に基づく報酬

IFRSでは、IFRS第2号「株式に基づく報酬」がすべての株式に基づく報酬取引に適用され、持分決済型、現金決済型および現金選択権付きの株式に基づく報酬取引の3つが規定されている。

- 持分決済型の株式に基づく報酬取引：受け取った財またはサービスおよびそれに対応する資本の増加を、原則として受け取った財またはサービスの公正価値で測定する。従業員および他の類似サービス提供者との取引において受け取ったサービスについては、付与した資本性金融商品の付与日現在の公正価値で測定する。
- 現金決済型の株式に基づく報酬取引：受け取った財またはサービスおよび発生した負債を、当該負債の公正価値で測定する。
- 現金選択権付きの株式に基づく報酬取引：株式に基づく報酬取引または当該取引の構成要素を、現金（または他の資産）で決済する負債が発生している場合にはその範囲で現金決済型の株式に基づく報酬取引として、そのような負債が発生していない場合にはその範囲で持分決済型の株式に基づく報酬取引として、会計処理される。

また持分決済型取引に関して、ストック・オプション等の公正価値と予想される権利確定数に基づいて費用計上額を認識した後は、権利確定後に失効した場合でも費用の戻入れ等の処理は行われず、認識される株式に基づく報酬費用の総額に影響は生じない。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部の新株予約権）に計上される。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（負債）処理される。また同基準では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入れ）を行う等、IFRSと異なる処理が定められている。

(13) 研究開発費

IFRSでは、IAS第38号「無形資産」に基づき、研究費は発生時に費用計上される。開発費は、一定の基準を満たす場合に、資産に計上され耐用年数にわたり償却される。

日本では、「研究開発費等に係る会計基準」に基づき、すべての研究開発費は発生時に費用処理しなければならない。

(14) 有形固定資産

(a) 減価償却方法

IFRSでは、IAS第16号「有形固定資産」に従い、資産の将来の経済的便益が企業によって消費されると予測されるパターンを反映する減価償却方法を使用しなければならない。減価償却方法は、少なくとも各事業年度末に再検討を行わなければならない。資産の将来の経済的便益の予測消費パターンに大きな変更があり、減価償却方法の変更を行った場合には、会計上の見積りの変更として会計処理する。

日本では、日本公認会計士協会（以下「JICPA」という。）監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」および企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更および誤謬の訂正に関する会計基準」に基づき、減価償却方法は会計方針に該当するが、その変更については、「会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合」として、会計上の見積りの変更と同様に扱う（遡及適用は行わない。）。

(b) コンポーネント・アカウンティング

IFRSでは、IAS第16号に従い、有形固定資産項目の取得原価の合計額に対して重要性のある各構成部分に当初認識された金額を配分し、個別に減価償却を行わなければならない。

日本では、有形固定資産の減価償却の単位に関して、特段の規定はない。

(c) 有形固定資産の再評価

IFRSでは、IAS第16号に従い、当初認識後の有形固定資産の測定方法として再評価モデルを適用することができる。再評価モデルでは、有形固定資産は、再評価日現在の公正価値から、その後の減価償却累計額およびその後の減損損失累計額を控除した額で計上される。

日本では、有形固定資産は取得原価で計上される。特別の法律によらない限り、資産の再評価は認められていない。

(15) 資産に関する政府補助金

IFRSでは、IAS第20号「政府補助金の会計処理および政府援助の開示」に従い、資産に関する政府補助金は、以下のいずれかにより処理される。

- (a) 補助金を繰延収益に認識し、資産の耐用年数にわたり規則的に純損益に認識する方法
- (b) 取得原価から補助金を控除し、資産の帳簿価額を算定する方法

日本では、固定資産に関して受け取った国庫補助金および交付金は、受入時に利益として認識される。ただし、企業会計原則等に基づき、対応する資産の取得原価から当該補助金および交付金を直接控除するか、または剰余金処分により積立金に計上し処理することも認められている。

(16) 収益認識

IFRSでは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき、約束した財またはサービスの顧客への移転を当該財またはサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように収益を認識することが要求されており、この中心となる原則に従って収益を認識するために、以下の5つのステップを適用する。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

本会計基準の要求事項は顧客と合意され、かつ、所定の要件を満たす契約のそれぞれに適用される。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

契約は、顧客に財またはサービスを移転する約束を含んでいる。それらの財またはサービスが別個のものである場合には、当該約束が履行義務であり、区分して会計処理される。

ステップ3：取引価格を算定する。

取引価格とは、約束した財またはサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる契約における対価の金額である。取引価格は固定金額の顧客の対価である場合もあるが、変動対価または現金以外の形態の対価を含む場合もある。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

契約において約束した別個の財またはサービスのそれぞれの独立販売価格の比率に基づき、各履行義務に取引価格を配分する。独立販売価格が観察可能でない場合には、当該独立販売価格を見積る。

ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

約束した財またはサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に、または充足するにつれて、充足した履行義務に配分された額で収益を認識する。財またはサービスが移転するのは、顧客が当該財またはサービスに対する支配を獲得した時（または獲得するにつれて）である。履行義務は、一時点で充足される場合（顧客に財を移転する約束の場合に一般的）もあれば、一定の期間にわたり充足される場合（顧客にサービスを移転する約束の場合に一般的）もある。

IFRS第15号はまた、契約獲得の増分コストに関する要求事項も含み、本人なのか代理人なのかの検討等に関する適用指針を提供している。

日本では、2018年3月30日に企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」およびその適用指針である企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（総称して「本会計基準等」という。）が公表され、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首からの適用が求められており、早期適用も認められている。本会計基準等は、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することを基本的な方針として開発が行われている。

本会計基準等が公表されるまでは、収益認識に関する包括的な会計基準は存在せず、従来より企業会計原則の実現主義の原則に基づき収益を認識するとされている。物品販売については実務上、出荷基準が広く採用されている。また、割賦販売については販売基準以外に回収基準・回収期限到来基準も容認されている。ただし、企業会計基準第29号においては、割賦販売について回収基準・回収期限到来基準を適用することは認められない。

(17) 繰延税金

(a) 繰延税金資産の回収可能性

IFRSでは、IAS第12号「法人所得税」に基づき、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について繰延税金資産を認識しなければならない。近年に損失が発生した経歴があるときは、企業は、税務上の繰越欠損金または繰越税額控除より発生する繰延税金資産を、十分な将来加算一時差異を有する範囲内でのみ、または税務上の繰越欠損金もしくは繰越税額控除の使用対象となる十分な課税所得が稼得されるという他の信頼すべき根拠がある範囲内でのみ認識する。

日本では、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に詳細な規定があり、収益力、タックス・プランニング、および将来加算一時差異の解消に基づき、各一時差異の解消のスケジューリング等を考慮して、繰延税金資産の回収可能性を判断することが求められている。収益力に基づく判断に際しては、過去3年間と当期の課税所得等の要件に基づき企業を5つに分類し、当該分類に応じて回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定する。

(b) 内部取引の未実現利益の消去に係る税効果

IFRSでは、IAS第12号「法人所得税」に基づき、内部取引の未実現利益の消去に係る税効果は、資産負債法に基づき、一時差異が発生している資産を保有する買手の税率により繰延税金資産を測定する。買手では、未実現利益の消去により発生する将来減算一時差異も含め、すべての将来減算一時差異についての繰延税金資産の回収可能性を判断する。

日本では、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」に基づき、内部取引の未実現利益の消去に係る一時差異に対しては、例外的に繰延法に基づき売却元の税率を使用する。また、未実現利益の消去に係る一時差異は、売却元の売却年度の課税所得の額を上限とする。

(18) リース取引

IFRSでは、IFRS第16号「リース」が、リースを「資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約または契約の一部」と定義し、顧客が使用期間全体を通じて次の両方を有している場合にこれを満たすとしている。

- (a) 特定された資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利
- (b) 特定された資産の使用を指図する権利

IFRS第16号は、借手に、期間が12か月超のすべてのリースについて、資産および負債を認識することを要求している（原資産が少額の場合を除く）。借手は、リース対象の原資産の使用権を表す使用権資産およびリース料の支払義務を表すリース負債を認識することを要求される。借手は、使用権資産をその他の非金融資産（有形固定資産等）と同様に、リース負債をその他の金融負債と同様に測定する。その結果、借手は使用権資産の減価償却費およびリース負債に係る利息を認識する。リースから生じる資産および負債は当初現在価値ベースで測定する。この測定には、解約不能なリース料（インフレに連動する料金を含む）が含まれる。また、借手がリースを延長するオプションを行使する、またはリースを解約するオプションを行使しないことが合理的に確実である場合には、オプション期間に行われる支払も含まれる。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」が、リース取引を、「特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料を貸手に支払う取引」と定義している。借手は、リース取引をファイナンス・リース取引とそれ以外の取引（オペレーティング・リース取引）に区分し、ファイナンス・リース取引について、財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定される。リース資産およびリース債務の計上額を算定するにあたっては、原則として、リース契約締結時に合意されたリース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法による。当該利息相当額については、原則として、リース期間にわたり利息法により配分する。再リースに係るリース料は、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」に基づき、借手が再リースを行う意思が明らかな場合を除き、リース料総額に含めない。なお、オペレーティング・リース取引、および少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

(19) 借入コスト

IFRSでは、IAS第23号「借入コスト」に基づき、適格資産の取得、建設または生産に直接起因する借入コストは、当該資産の取得原価の一部として資産化される。ただし、借入コストが将来、企業に経済的便益をもたらすことが確実であり、かつ、原価が信頼性をもって測定可能である場合に限る。資産化の条件を満たさないそれ以外の借入コストはすべて、発生した期間の費用として認識される。

日本では、借入コストは原則として発生した期間に費用処理しなければならない。ただし、不動産開発事業を行う場合にはJICPA業種別監査研究部会建設業部会・不動産業部会「不動産開発事業を行う場合の支払利子の監査上の取扱いについて」に基づき、また、固定資産を自家建設する場合には「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第三に基づき、一定の要件を満たす場合には借入金の支払利子の資産化が容認されている。

(20) カスタマー・ロイヤルティ・プログラム（ポイント制度）

IFRSでは、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムにおける顧客特典クレジット等の契約における追加的な財またはサービスに対する顧客のオプションは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき、オプションが、当該契約を締結しなければ顧客が受け取れない重要な権利を顧客に提供する場合には、契約における履行義務として処理される。

日本では、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」およびその適用指針（2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首からの適用が求められており、早期適用も認められている。）において、カスタマー・ロイヤル

ティ・プログラム（ポイント制度）については、IFRS第15号と同様の会計処理を行うことが求められる。同基準の公表前においては、ポイント制度の会計処理に関する明確な指針は定められていなかった。

(21) 負債と資本の区分

IFRSでは、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、当初認識時に、契約の実質、ならびに金融負債、金融資産および資本性金融商品の定義に従い、金融負債、金融資産または資本性金融商品に分類する。

日本では、会社法上の株式として発行された金融商品は、純資産の部に計上される。転換社債型新株予約権付社債については、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」において、一括して負債とするか、社債と新株予約権に区分して負債と純資産の部にそれぞれ表示することが定められている。

(22) 損益計算書上の表示

IFRSでは、IAS第1号「財務諸表の表示」に基づき、収益または費用のいかなる項目も、純損益およびその他の包括利益を表示する計算書または注記において、異常項目として表示してはならない。なお、IAS第1号では「営業利益」を定義していないが、純損益およびその他の包括利益を表示する計算書に営業利益を表示することは認められる。

日本では、企業会計原則および企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、損益計算書上、売上総利益、営業利益、経常利益を含む損益の段階別表示を行わなければならない。経常損益計算の結果を受け、特別利益および特別損失を記載することが求められる。

(23) 法人所得税の不確実性

IFRSでは、IFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」に基づき、企業は、税務当局が不確実な税務処理（関連する税務当局が税法に基づいてその税務処理を認めるかどうかに関して不確実性がある税務処理）を認める可能性が高いかどうかを検討しなければならない。

税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高いと企業が結論を下す場合には、企業は、課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除または税率を、法人所得税申告において使用したかまたは使用を予定している税務処理と整合的に決定しなければならない。

税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高くないと企業が結論を下す場合には、企業は、不確実性の影響を、関連する課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除または税率を決定する際に反映しなければならない。企業は、不確実な税務処理のそれぞれについて、不確実性の影響を、いずれの方法が不確実性の解消をより良く予測すると企業が見込んでいるのかに応じて、最も可能性の高い金額または期待値のいずれかの方法を用いることによって反映しなければならない。

日本では、企業会計基準第27号「法人税、住民税および事業税等に関する会計基準」において、過年度の所得等に対する法人税、住民税および事業税等の更正等による追徴および還付の場合の当該追徴税額および還付税額、または、更正等により追徴税額を納付したが当該追徴の内容を不服として法的手段を取る場合の還付税額の認識の閾値が定められている。同基準に基づき、当該追徴税額または当該還付税額を合理的に見積もることができる場合には、誤謬に該当する場合を除き、追徴される可能性が高い場合および還付されることが確実に見込まれる場合に、それぞれ当該追徴税額および還付税額を損益に計上することが求められている。このように、認識の閾値は、追徴の場合と還付の場合とで異なっている。

第7【外国為替相場の推移】

1【当該半期中における月別為替相場の推移】

月別	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月	2020年6月
最高	16.06	15.96	15.73	15.45	15.20	15.47
最低	15.48	15.57	14.79	15.10	14.97	15.06
平均	15.81	15.74	15.33	15.25	15.11	15.19

単位：1人民元の円相当額（円／人民元）

出所：中国の国家外国為替管理局（State Administration of Foreign Exchange）が公表している人民元／100円のデータを基に、円／人民元ベースに換算したものである。

2【最近日の為替相場】

1人民元 = 15.29円（2020年8月18日）

第8【提出会社の参考情報】

- イ．有価証券報告書及びその添付書類
令和2年6月26日に関東財務局長に提出。
- ロ．半期報告書及びその添付書類
該当なし。
- ハ．有価証券届出書及びその添付書類
該当なし。
- ニ．有価証券届出書の訂正届出書及びその添付書類
該当なし。
- ホ．臨時報告書及びその添付書類
該当なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし

第3【指数等の情報】

該当事項なし